

(2) 世界遺産・世界の記憶・日本遺産など

① 世界遺産

本県には、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産がある。

平成 27 (2015) 年に登録された**明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業**は、19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけて、非西洋諸国ではじめて産業革命の波を受容し、重工業（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）を基盤に世界史上たぐい稀な産業化を成し遂げた局面を証言する文化遺産である。8 県 11 市に所在する 23 の構成資産のうち、本県には造船と石炭産業の発達を示す 8 つの資産が所在し、1869 年に竣工した日本で初めての近代的な船舶修理施設である**小菅修船場跡**（長崎市）やその後発展的に整備された三菱重工業長崎造船所の各施設群、造船所の対岸に建設された**旧グラバー住宅**（長崎市）、石炭産業分野を象徴する**高島炭鉱・端島炭坑**（長崎市）がある。小菅修船場跡を除く造船分野を構成する資産については、企業が所有する現役の稼働施設やその一部であることから、景観法や港湾法に基づく保全措置が講じられている。

平成 27 (2015) 年の世界遺産委員会では、地上建築物や工作物の経年劣化が進行している端島炭坑の保全措置に係る計画策定をはじめ、推薦資産全体及び構成資産に関する優先順位を付した保全措置に係る計画及び実施計画の策定、各構成資産における受け入れ可能な来訪者数の設定、管理保全のための協力体制に基づく枠組みの有効性や管理保全計画の実施状況等のモニタリング、維持管理を担うスタッフ及び関係者の人材育成、展示戦略の策定等が勧告され、その一部については既に履行済みである。

平成 30 (2018) 年に登録された**長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産**は、17 世紀から 19 世紀の 2 世紀以上にわたるキリスト教禁教政策の下でひそかに信仰を伝えた潜伏キリシタンによる独特の宗教的伝統を物語る文化遺産である。長崎県及び熊本県天草市に所在する 12 の資産で構成され、島原・天草一揆の主戦場となった**原城跡**（南島原市）、潜伏キリシタン信仰の多様な展開や信仰組織の戦略的な維持を示す各集落、潜伏キリシタンの文化的伝統の終焉を象徴する**大浦天主堂**（長崎市）がある。原城跡と大浦天主堂を除くかつての潜伏キリシタン集落の多くは、現在も人々の素朴な営みが見られる農村・漁村集落で本県の歴史・文化の特徴をよく表している。その一方では、人口減少・高齢化が特に進行している地域でもあって、資産を構成するキリシタン墓地や教会堂等の維持管理のほか、生業や伝統行事の存続が危惧される。本資産は、所在する離島や過疎地の振興、交流人口の拡大の素材として大きく期待されているところであるが、観光客の増大が地域住民の生活環境悪化や宗教活動の妨げにならないように配慮が求められる。

平成 30 (2018) 年の世界遺産委員会では、離島部における集落跡、教会堂跡、墓地跡等、潜伏キリシタンが残した痕跡の記録作成の必要性、各構成資産の物理的・社会的状況に配慮した収容力や望ましい観光の在り方の検討、新規の開発事業による遺産影響評価等が勧告され、勧告に基づく各種取組が行われている。



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
(高島炭鉱・端島炭坑) (長崎市)



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 (大浦天主堂) (長崎市)



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（原城跡）（南島原市）



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（中江ノ島）（平戸市）



長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産（野崎島の集落跡）（小値賀町）

② 世界の記憶

本県には、平成 29（2017）年に登録された朝鮮通信使に関する記録—17 世紀～19 世紀の日韓間の平和構築と文化交流の歴史がある。資産は、1607 年から 1811 年の間に朝鮮国から来日した外交使節団の関係資料で、日本と韓国に所在する外交記録、旅程の記録、文化交流の記録などの計 333 点（うち、日本所在資料は 209 点）で構成される。本資産は、日韓友好のシンボルとして両国の交流促進や信頼関係の強化に繋がる取組が期待されている。



朝鮮通信使に関する記録（対馬宗家関係資料（朝鮮国信使絵巻））（対馬市）

③ 日本遺産

県内には、**国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～**、**鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～**、**日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～**、**砂糖文化を広めた長崎街道 ～シュガーロード～**の4つの日本遺産がある。

国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～は、日本本土と大陸半島をつなぐ中間に位置する本県の壱岐・対馬・五島地域を舞台とし、古代から融和と衝突を繰り返しながらも連綿と継続された国際交流をテーマとする。

鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～は、明治時代に近代国家として海軍力強化の一環として全国に整備された4つの軍港を核とした日本の近代化をテーマとし、本県では佐世保鎮守府に関係する27の構成文化財が含まれている。

日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～は、陶器生産の技術を活かして肥前で誕生した日本磁器をテーマとし、磁器生産が盛んな三川内、波佐見地区の15の構成文化財が含まれている。

砂糖文化を広めた長崎街道 ～シュガーロード～は、海外貿易の窓口であった長崎を介して、長崎街道沿いに広まった砂糖や外国由来の菓子をテーマとし、本県では長崎市、諫早市、大村市の菓子や菓子道具などのほか、出島和蘭商館跡や長崎くんちの奉納踊なども含まれている。



国境の島 壱岐・対馬・五島 ～古代からの架け橋～ (勝本城跡) (壱岐市)



鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～
(佐世保市民ホール (旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館)) (佐世保市)



日本磁器のふるさと 肥前 ～百花繚乱のやきもの散歩～
(肥前波佐見陶磁器窯跡) (波佐見町)

④ 歴史の道

本県では、文化庁による平成 8（1996）年の歴史の道百選選定時に、長崎街道のうち、長崎から大村に至る日見峠（長崎市）、井樋尾峠（長崎市～諫早市）、日野峠（諫早市～大村市）が選定された。また、令和元（2019）年には、長崎街道のうち、長崎から佐賀に抜ける多良通（多良海道）（諫早市）が追加選定された。

歴史の道は、往来した人・物、情報をめぐる豊かな物語を内包していることが多い。これらの物語を活かす試みは、歴史愛好家だけでなく幅広い市民を惹きつける有効な手段であろう。また、こうした取組を通して、指定・未指定を問わず、街道沿線の文化財を一体的に周知・活用できるメリットもある。

一方、複数の市町にまたがり、現在の県域を越えて存在することから、保存・活用には県内外の市町村の連携が前提となる。また、活用に当たっては、歴史の道のルートや沿線に所在する文化財に関する情報提供が必須となる。このため、本県では、平成 12（2000）年に長崎街道の調査事業報告書、平成 13（2001）年に整備活用計画を策定し、長崎街道沿線のマップとして「歩く人のための長崎街道 vol.1～vol.3」を作成しており、このマップを用いた周知に加え、ホームページを活用するなど、今後はより利用されやすい形での情報提供が必要である。



長崎街道 多良通（多良海道）（諫早市）

⑤ 世界ジオパーク

本県では、**島原半島**（島原市・雲仙市・南島原市）がユネスコ世界ジオパークに認定されている。「人と火山の共生」がテーマで、雲仙火山の噴火が引き起こした度重なる災害と復興、火山が作り出す恵みや地形と生活生業のかかわりなどが学べる自然公園である。ジオパークの見所として指定されたジオサイトには、溶岩ドームを一望できる展望台や地層の露頭が見学できる海岸など、地質学的に重要な場所が多い一方で、**原城跡**や**日野江城跡**・**吉利支丹墓碑**（いずれも南島原市）、**旧島原藩薬園跡**（島原市）、**神代小路**、**鍋島邸**（いずれも雲仙市）などの文化財も多く、口之津歴史民俗資料館、小浜歴史資料館、国見展示館（雲仙市歴史資料館）といった展示施設も含まれている。

世界ジオパークは、地球科学的な価値を有する「大地の遺産」を保護しつつ、それらを地域の教育や科学振興、観光事業に活用し、持続可能な方法で地域を活性化させることが要求されているため、4年に一度の再審査により活動度がチェックされ、その品質の維持と向上が求められている。このため、ジオサイトに含まれる文化財や展示施設の適切な維持管理や継続的な活用が必要である。

このほか、五島市では、砂岩や泥岩からなる五島層群を軸とした「五島列島ジオパーク構想」を策定し、日本ジオパーク認定に向けた取り組みを進めている。



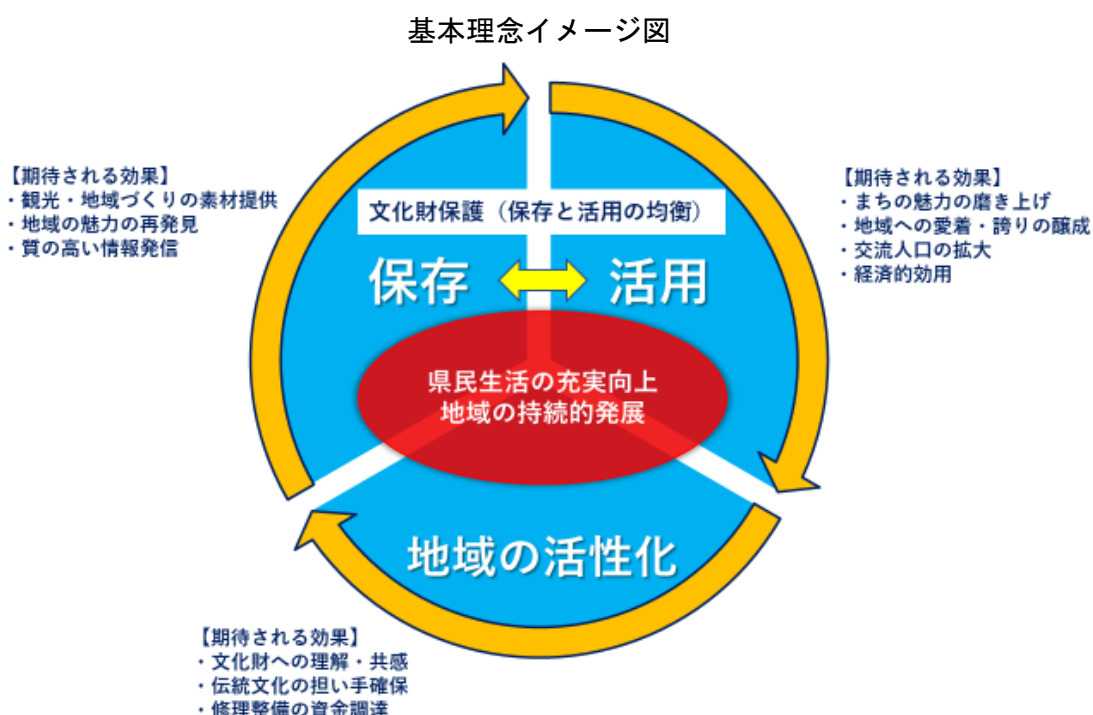
島原半島（平成新山）（島原市・雲仙市・南島原市）

第3章 保存・活用の基本方針

1. 基本理念

本県の文化財の保存・活用を推進していくにあたっての基本理念を以下に示す。

**文化財の保存・活用を両立させて、地域全体を活性化させる好循環をつくり、
「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指す。**



文化財は、人々の暮らしや営みのなかで生まれ、地域の人々によって今日まで大切に受け継がれてきた財産である。次世代の人々が現代社会と同じように文化財に親しみ、その価値を知ることができるように、これを損なうことなく確実に継承していかなければならない。また、文化財は国民的財産と呼ばれるように公共性の高いものである。文化財の所有者や専門家、興味関心を持つ人々だけでなく、広く一般市民が文化財を楽しむことができるように社会に活かす工夫が求められる。

文化財保護施策の重要な柱として位置づけられる「文化財の保存・活用」は、元来、相互に効果を及ぼし合いながら、文化財の継承につなげるべきものであり、文化財の価値を確実に保存しつつ、その価値を踏まえた適切な手法で活用を図り、現代社会に生かすことが期待される。その一方で、文化財は唯一無二の存在であって、一度失われてしまうと取り返しのつかないものであるから、いたずらに文化財を消耗させ、その価値を損なう活用は絶対にあってはならず、保存・活用の両方の視点からバランスよく進めていくことが重要である。

また、文化財の保存・活用の取組を進めていくためには、これを見守る地域の存続にも留意しなければならない。本県は、人口減少や高齢化が進んでいる地域を多くあり、文化財を将来にわたって健全な状態で継承するためにも、それぞれの地域が本来の活力を取り戻すことができるように、

保存・活用による効果を地域の活性化に結びつける好循環を生み出し、文化財を含めた地域全体が持続的に発展できるような視点を持って取り組んでいく必要がある。

そこで、本県においては、県内の文化財の保存・活用をしっかりと進めながら、「地域が文化財とともに維持・発展できる持続可能な社会」の実現を目指すことを基本理念とする。

2. 目指すべき姿

基本理念を踏まえ、以下の項目の実現を目指す。

○魅力ある文化財があふれる長崎県

県内各地の未指定の文化財も含めた多種多様な文化財を把握し、その研究や指定などを促すことによって価値の顕在化を図り、魅力ある文化財があふれる長崎県を目指す。

○地域のみんなで文化財を守り、伝える長崎県

文化財の所有者や管理者、行政のみならず、民間団体、地域住民等の関係者が一丸となって取り組む施策や仕組みづくりを行い、地域のみんなで文化財を守り、伝える長崎県を目指す。

○文化財で地域がかがやく長崎県

県内各地の歴史文化を彩る文化財が活用され、個性あふれるまちづくりが展開されることにより、国内外からの注目を集め、それぞれの地域がかがやく長崎県を目指す。

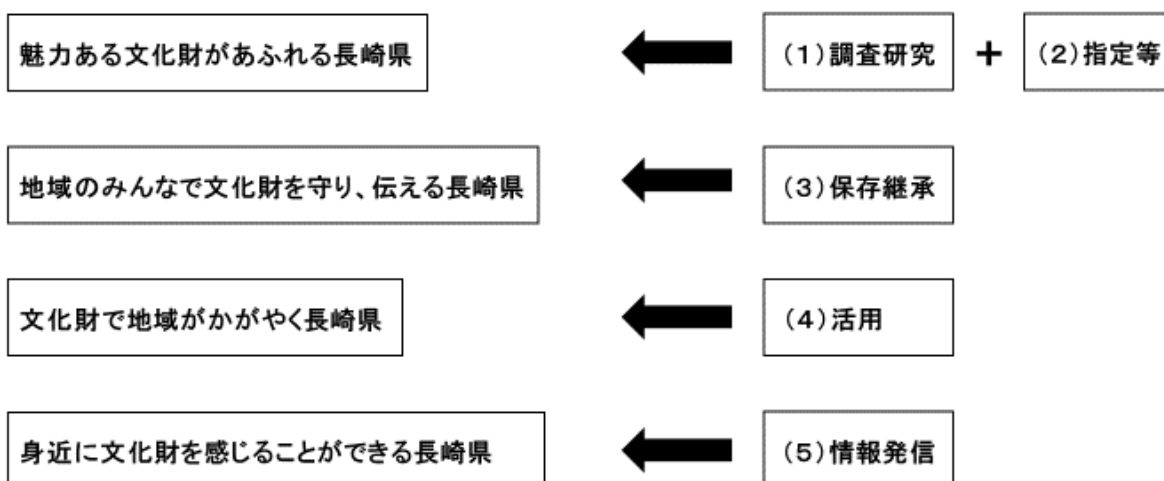
○身近に文化財を感じることができる長崎県

日常の様々な場面で文化財に触れ親しむ機会を提供するとともに、その価値を分かりやすく積極的に発信して、文化財を身近に感じることができる長崎県を目指す。

「目指すべき姿」を達成するための「基本方針」

<2. 目指すべき姿>

<3. 基本方針>



3. 基本方針

目指すべき姿の実現に向けて、本県の文化財の保存・活用にかかる諸施策について、以下の視点に基づき推進する。

(1) 調査研究

文化財の保存・活用にあたっては、まずは地域の文化財を調査して、把握することが出発点になる。本県では、これまでに埋蔵文化財、建造物、民俗芸能、名勝、天然記念物、離島などの特定地域を対象にした様々な文化財の調査を行ってきた。これらは、今後各市町においても、地域計画を作成する際にそれぞれの地域の文化財を総合的に把握していくための手がかりとなる。特に、今回の文化財保護法の改正では、これまで価値づけが明確でなかった、生活文化を含む未指定文化財も対象とした取組の充実が求められており、地域の文化財を幅広く調査・把握し、継続的かつ計画的に取り組むことが求められている。その一方で、調査研究の成果は、対象文化財の新たな価値を発見するきっかけとなり、より良い活用手法の提案や質の高い情報発信にもつなげることができる。

県は、国や市町と連携協力しながら県内の多種多様な文化財の把握に取り組み、適切に価値付けを行うことにより、その保存・活用を促していく。特に本県の歴史・自然・文化についての理解を深めるテーマや広域横断的な対応が求められる分野については、県も主体的に調査研究に取り組んでいく。

また、今後市町が地域計画を作成する際には、未指定を含めた地域の文化財を総合的に把握し、適切に価値づけられるように市町が行う調査を支援していく。

(2) 指定等

調査研究により把握された文化財は、地域の大切な財産として人々に認識され、適切な手法で保存・活用を図り、次世代へ確実に継承されることが望まれる。文化財保護の手段の一つとして、国や地方文化財への指定・選定・登録等の方法がある。指定等は、許可・届出に基づき一定の法的規制を加えることで、対象文化財を良好な状態で保存するとともに、適切に活用されることを促す制度である。また、所有者や管理者が文化財に対して行う保存・活用の措置について行政が指導助言や財政的な支援を行い、文化財の保護を図っている。近年は、日本遺産やジオパークなどの活用に主眼を置いた新たな文化遺産の認定制度もはじまり、各地域で積極的な情報発信が行われ、県内文化財の周知啓発に大きく貢献している。

県は、地域で把握された文化財について、その価値や態様、保存状態、所有者の意向、活用の方向性などを総合的に勘案して、国や地方文化財への指定・選定、登録などに取り組み、対象文化財の保存・活用を促していく。日本遺産などの文化遺産についても、県内外の市町と連携してさらなる活用を促す。また、未指定の文化財については、把握された文化財が地域の宝として認識され、社会の中で生かされながら継承されていくように保護顕彰を図り、必要に応じて地域住民の意向を踏まえつつ、各市町において地域文化遺産制度の創設などを促していく。

(3) 保存継承

県内各地に所在する未指定も含めた多くの文化財を余すことなく保存継承していくためには、文化財の所有者や行政機関のみならず、民間団体や地域住民などとの連携と協力が必要不可欠で

ある。特に過疎化が進行する離島やへき地が多い本県の場合は、草刈り、清掃、巡視などの様々な日常の維持管理について、地域住民の活動によるところが大きい。特に民俗芸能や伝統行事は、住民自らが主役となってその継承に取り組んでおり、地域住民の存在なくして文化財の継承は不可能である。

地域の文化財保存継承のために、民間や個人が行ってきた諸活動について、今後も継続することができるように、市町と連携しながら支援する。また、これまで活動に参加していなかった住民にも自主的に参加してもらえらるきっかけづくりとして、様々なイベントや講座を通じて普及啓発を図る。更に、地域おこし協力隊やUIターン、ふるさと納税、クラウドファンディングなどの様々な制度をきっかけとして、県内地域にとどまらず、国内外の人々ともつながりを持てるようにする。加えて、持続性の観点から、学校教育とも連携し、文化財を活用した授業や校外学習を積極的に展開して、地域への愛着と誇りを醸成し、文化財を含めた地域を支える次世代の担い手を育成する。

(4) 活用

適切に保存された文化財は、地域の維持発展や住民生活の充実などにも大きく貢献することから、文化財の本質的価値を活かしつつ、その価値を損なわないよう、歴史的特性を踏まえた活用を図ることが大変重要である。また、文化財建造物や文化的景観、民俗芸能など、公開活用を促すことによって良好な状態を保持することができる文化財もある。更に活用を図ることにより、関係する人々の文化財に対する理解を深め、共感を得ることでその継承にとっても有効に作用する。

県は、文化財の本質的価値を踏まえた様々な活用を見出し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげていく。また、市町と共にそれぞれの地域にある文化財を取り入れた固有のまちづくりに取り組み、地域の魅力を高めるとともに、国内外の人々との交流を促していく。個々の文化財についても、価値にふさわしい適切な手法で積極的な公開活用を図り、地域で住民の認知度を向上させて、親しみや愛着を深めてもらえるように取り組む。活用施策の実施にあたっては、文化財保護部局のみならず、観光や地域振興などの関係部局や民間団体、地域住民とも協働で取り組み、民間の活力を取り込んだユニークなアイデアや手法を取り入れて、文化財の活用を活発化させる。近年は、文化財や博物館・美術館等の特別な会場を、会議・レセプション・イベント等に活用することにより、その魅力を多くの人々に知ってもらうユニークベニューや、重要文化財や史跡の来訪者が、往時の暮らしや祭事などを体験し、日本の文化を理解・体感してもらうリビングヒストリーの取組も注目されていることから、文化財の保存状況や性質を十分踏まえながら、幅広く活用の可能性を模索する。

(5) 情報発信

人口減少社会を迎えた今日において、将来にわたり文化財を適切に保存・活用していくためには、多くの人々が文化財に興味関心を寄せて、自主的に参画してもらえらるよう様々な情報を継続的に提供していく必要がある。また、歴史文化を含めた本県の文化財の魅力を国内外に発信して人的交流を活発にする取組も求められる。

県は、文化財などに関する価値や魅力を広く共有していくために、情報発信に積極的に取り組む。発信にあたっては、元来文化財について関心がある人の知的好奇心を満たすだけでなく、こ

れまで興味関心が無かった人に対しても親しみを感じ、理解を深めてもらえるように分かりやすく伝える工夫をする。また、日常の様々な場面で文化財の情報をいつでも入手できるように、広報誌やパンフレットのほか、ホームページ、SNSなど、様々な情報媒体を活用した情報発信に取り組む。更に、外国との交流も視野に入れて文化財情報の多言語化を推進して、長崎県の文化財の魅力を国内外に広く情報発信を行っていく。

4. 推進体制の整備・計画作成

県内の文化財の保存・活用にかかる諸施策を適切に推進していくため、下記の体制整備や計画作成に取り組む。

(1) 推進体制

本項に示した基本方針に基づき行われる保存・活用については、文化財保護部局のみならず、観光、地域振興、学校教育、社会教育、景観まちづくり、地域防災等の幅広い行政分野に及び、より効果的な施策とするためには、庁内における緊密な連携協力が求められる。また、自立的な保存・活用が難しい文化財所有者などを適切に支援し、施策の効果を地域全体に浸透波及させていくためには、基礎自治体として地域に最も近い位置にある市町や各種民間団体、地域住民との協働が不可欠である。

その一方で、保存・活用にあたって、文化財専門職員と学芸員には、地域の文化財に最も精通したエキスパートとして、また文化財と地域住民の間をつなぐ橋渡し役として、施策の中心的役割を担うことが期待され、その人材の確保と育成が求められる。

県は、行政機関のみならず各種民間団体や地域住民を交えた地域総がかりで文化財の保存・活用を推進することとし、それぞれが主体的に活動に参画できるような環境づくりに取り組む。

また、文化財保護部局と庁内関係課及び関係機関が、連携協力して施策に取り組むための連絡体制を整える。更に、文化財専門職員や学芸員などの文化財に携わる人材確保と体制の充実に努めるとともに、保存・活用のための企画立案や遂行に必要な能力開発を目的とした研修の機会を国や民間団体などと連携しながら整えていく。

(2) 計画作成

文化財の保存・活用についての取組を円滑かつ着実に実行していくためには、中長期的な視野に立った計画的な取組が必要である。文化財保護法では、都道府県は大綱を、市町村は取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した地域計画をそれぞれ新たに策定・作成できることとなった。あわせて、個々の文化財についても、保存・活用の考え方を明確化し、その確実な継承を図るために、国による保存活用計画の認定制度が設けられた。

県は、県内の未指定の文化財を含む文化財が積極的に保存・活用され、県民全てが等しくその価値を共有できるようにするため、県内各市町に対して地域計画の作成を促す。市町が地域計画を作成する際には、国や専門家等と連携しながら、必要な相談、助言及び調整を行う。

また、文化財専門職員や学芸員不在の市町についても地域計画作成に向けて専門的な助言等の支援を行っていく。個々の文化財についても、適切な保存・活用が図られるように、保存活用計画の作成や国の認定を推奨し、国指定文化財のみならず地方指定の文化財についても必要に応じて作成を促す。

第4章 保存・活用のために講ずる措置

1. 基本的な取組

県内の文化財の保存や活用については、本大綱に定める基本方針に則り、目指すべき姿の実現に向けて、着実に取り組む必要があることから、以下の取組を推進する。

(1) 調査研究

県は、これまでテーマを定めて埋蔵文化財や有形文化財を対象とした悉皆調査を行ってきたが、今後も地域の自然や歴史文化を特徴づける多様な文化財について、広域的な視点でテーマを設定して調査研究を行う。

また、各市町が行う地域の未指定も含めた文化財を把握するための調査や、個別文化財の調査についても、専門的・財政的支援を継続して行う。

<主な取組>

- 本県では、これまで中近世城館跡等の悉皆調査を行ってきたが、生産遺跡をはじめ近世城郭や台場、近現代の産業施設や設備、戦争遺跡など、県民の関心が高いにも関わらず十分調査が進んでいない分野についても調査を推進する。
- 大型公共事業が計画されている西彼杵半島や島原半島には、石鍋製作所跡や縄文時代の遺跡など未周知の遺跡が所在する可能性が高いことから、県市町で連携して計画的に分布調査を行い、埋蔵文化財の把握と周知を進めていく。近年注目を集めている水中遺跡等についても、本県の歴史を考える上で重要な遺跡であることから、その把握と周知のための調査を進める。
- 潜伏キリシタンが使用した信心具など、潜伏キリシタンの歴史や習俗に関連する有形民俗文化財の調査研究を推進する。また、野崎島や久賀島には廃絶された集落跡や教会堂跡、耕作地等の潜伏キリシタンの生活の痕跡が残されていることから、これらを含む構成要素の記録作成に向けた取組を支援する。
- 我が国には、地域ごとに風土や自然環境の中で育まれた豊かな食文化が伝承されており、それらは地域固有の食材や調理法などを用いたいわゆる郷土食として定着している。本県においても各地に伝えられてきた郷土食とその調理・製造等の技術について悉皆調査を行い、本県固有の食文化の現状や特徴を把握する。

(2) 指定等

県は地域に所在する文化財について、長崎県文化財保護条例に基づき、指定を進め、保存・活用のための措置を講じていく。また、文化財活用のために創設された各種遺産事業についても地域の要望に応じて登録の手続きを促す。

<主な取組>

- 中近世城館調査のほか、水中遺跡等の県内の悉皆調査等により重要性が明らかになった埋蔵文化財等について、国又は地方指定に向けた取組を積極的に推進する。
- 潜伏キリシタンの信心具については、全県的な悉皆調査の成果に応じて、国又は地方指定も視野に入れて必要な保護措置を講じる。

(3) 保存継承

地域の文化財を後世に確実に継承していくため、県は自らが管理する文化財の保存管理に努め、必要に応じて適切な修理・修復に取り組むとともに、市町や関係団体が行う取組についても継続的に支援していく。また、保存継承にあたっては、地域住民等の周辺関係者と協働で取り組み、文化財のストーリーを通して、歴史を学び、体験できる場を設定し、学校教育や社会教育とも連携して担い手の育成に努める。特に地域に根ざした文化財の保存継承を支える人材育成については、地域住民一人ひとりがその担い手となるような意識付けが必要となる。

建造物や美術工芸品などの有形文化財については、所有者等が日常の管理を怠らず適切な修理を適切な周期（時期）で実施していくことが重要である。文化財の保存修理は、文化財の保存修理技術の向上とともに長年に渡り培った保存修理技術を後世に継承できる機会にもなるため、その保存と継承を促していく。また、史跡名勝天然記念物については、近年被害が増えている害獣対策を講じるとともに、特に天然記念物については、環境の変化に伴う生育状況の変化に十分注意を払い、必要に応じて適切に対応する。土木工事等で発掘調査を行うことがある埋蔵文化財は、工事を行う事業者や地域住民、行政機関等の周辺関係者の理解と協力が不可欠である。今後は埋蔵文化財保護制度を着実に浸透させていくための周知啓発にも取り組んでいく。

<主な取組>

- 有形文化財（建造物）及び伝統的建造物群について、所有者と県及び市町の担当者により保存状況の把握及び耐震補強を含めた修理計画の立案を実施していきたい。特に不特定多数の者が利用する文化財建造物等については、早急な耐震対策を所有者等に促し、必要に応じて財政的な支援を行う。
- 無形文化財の伝統芸能や伝統技術などの保存団体や個人に対して、文化財的価値を広く周知するための公開事業や伝承者講習のための研修会開催や、有形・無形民俗文化財の施設・用具の修理や新調、記録保存の作成や公開事業など、必要に応じて財政的支援を行う。
- 史跡名勝天然記念物は、シカ・イノシシ等の侵入による食害や掘り返し等の被害が相次いでおり、農林関係部署の協力を仰ぎながら、罟や防除フェンス、電気柵等の設置、駆除など必要な対策を講じる。対策の実施に当たっては、可能な限り文化財の保護や景観に配慮した方法を採用するよう促す。
- 環境の変化によって、天然記念物への悪影響が懸念される場合には、専門家の指導のもと、状況把握に必要な調査を実施する。そのうえで、天然記念物の本質的な価値に照らし合わせ、適切な対処方法を検討し、その結果を受けて必要な保護措置を講じる。
- 県が管理団体となっている特別名勝温泉岳^{うんぜんたけ}は、複数市町や地域住民との調整を要することから、関係者の意見を聞きながら保存活用計画の改訂を検討するとともに、市町が策定する個別文化財の保存活用計画の策定を支援する。
- 伝統的建造物群について、空き家の所有者と移住希望者や事業者を繋ぐマッチングシステムの構築や、空き家への入居希望者とのまち歩きの実施など、空き家対策の取組を支援する。また、補助金や地区規制等に関する相談窓口の設置を推進し、ヘリテージマネージャーと連携した保存修理現場の見学会、技術者技能者の研修、技の体験、情報提供や情報発信を積極的に行うよう促す。

- 世界文化遺産を構成している文化財について、保存整備のための計画や財政計画を策定し、経過観察をしながら中長期的な見通しに基づいて取り組む。
- 世界遺産登録をきっかけとして、資産の周辺で観光施設や各種インフラ整備などの開発の増加が予測される。世界遺産の構成資産やその周辺で行われる開発行為に対しては、本資産の顕著な普遍的価値に影響を与えないように遺産影響評価を行う。その結果は、必要に応じて世界遺産委員会に報告する。
- 世界遺産を通したふるさとへの愛着や誇りの形成及び保護意識の醸成を図るため、世界遺産をテーマとするモデル授業を実施しながら、県内小・中学校へ展開していくとともに、大学等による構成資産のフィールドワーク等を支援する。
- 文化財保護ネットワークを活用することにより、地域の文化財を知り、学ぶ機会を作るとともにパトロールや清掃活動等自発的な保存活動を促進する。
- 埋蔵文化財保護制度の周知徹底を図るために、市町と連携して、開発事業者や地域住民に向けた説明会の開催や工事届を解説したパンフレットを作成配布するとともに、県のホームページで公開している長崎県遺跡地図の周知を図る。埋蔵文化財の周知にあたっては、開発部局にも協力を仰ぎ、開発部局と文化財保護部局で連携して取り組む。

(4) 活用

県は、地域の文化財のサインやパンフレット作成、動線整備など、価値を分かりやすく伝えるための整備を計画的に進め、県の関係部局や市町、関係団体等と連携しながら、文化財が所在する地域の活性化や観光振興による交流人口の拡大につなげていく。また、世界遺産や日本遺産等の各種文化遺産事業については、関係課や所在の市町と連携協力し、活用の効果を波及させる。

また、学校教育においても、本県の伝統や文化について触れる機会を捉え、身近な地域に対する理解を深め、郷土愛を醸成していく。

<主な取組>

- 有形文化財（建造物）については、保存修理現場の見学会、技術者技能者の研修、技の体験、情報提供や情報発信を積極的に行う。また、民俗文化財については、九州・沖縄地区に伝承されている民俗芸能の伝承活動を発表する機会として九州地区民俗芸能大会が開催されており、指定文化財に限らず広く県内の民俗芸能保存団体等の参加について、引き続き支援していく。
- 埋蔵文化財については、発掘体験や各種講座などの関連イベントを開催して、遺跡に触れ親しむ機会を積極的に提供していく。また、学校や公民館などの公共施設のスペースを利用した出土遺物の展示や保存した遺構を取り入れた都市空間の整備などにも取り組むほか、日常生活で埋蔵文化財を感じることができるよう環境づくりを進めていく。
- 遺構が地下や水中に埋蔵された史跡における価値の顕在化については、サインや遺構復元などハード面での整備だけでなく、価値を説明できるガイドの育成などソフト面での充実を図るほか、VRなどの先端技術を駆使した活用も積極的に検討するよう促す。
- 伝統的建造物群や文化的景観、歴史の道など、広域に保護が図られた文化財については、地域住民のコミュニティ形成を支援するとともに、町並みを活かしたまちづくりに向け、住民及び外部人材の活用と観光部局等との連携や、民間事業者への誘致に取り組む。また、沿

道や集落内の見所を記載したマップを作成し、これを活用したイベントの開催を推進するとともに、集落や歴史の道にまつわるストーリーを解説できるガイドの育成を促す。

- 世界文化遺産の構成資産となっている集落等の活性化に向けた活動を支援するとともに、構成資産同士のネットワークの構築を通じて情報共有や交流を促進していく。
- 日韓友好交流の象徴である朝鮮通信使を活用し、日韓交流における本県が果たした歴史的役割などを情報発信するとともに、両国の相互交流促進や信頼関係強化に繋がる取組を対馬市や関係機関とともに推進する。また、島原半島のジオパークの取組として実施されている自然観察会や写真コンテスト、小中学生によるジオパーク研究展示発表会など、さまざまなプログラムと連携するとともに、ジオツーリズムなど新たな活用に向けた取組も促す。
- 現在認定された4つの日本遺産については、ストーリー性を重視した効果的な情報発信や県内各地域が持つ文化資源を主体的に活用する取組に対し、集中的に支援を行うことにより、地域ブランドの向上・地域の魅力の掘り起こしを図る。また、県内外の認定地域とも連動しながら、日本遺産というブランドイメージの向上にもあわせて取り組む。
- 日本遺産に認定された各地域の市町や関係団体で構成する推進協議会等により、活用に向けた自主的な取組を充実させていくとともに、地域住民とも密接に連携・協力しながら地域の活性化・交流人口の拡大を図る。
- 長崎歴史文化博物館や長崎県美術館において、貴重な収蔵資料・作品などの文化財を適切な環境で展示できるよう環境整備に努めるとともに、調査研究による魅力増進や施設の利便性向上等に取り組むことにより、県民が文化財に親しむ機会の提供拡大を図り、文化財を活用した地域活性化を推進する。
- ふるさと教育を通して、本県の伝統や文化、地域の歴史や自然を学び、先人の業績等について理解を深めることにより、本県の有形無形の財産を未来へ継承しようとする態度を育み、子どもたちが地域の人々とふるさとの有形無形の財産を活用し、本県及びその地域を担う資質や能力をもった人材を育成する。また、国際性豊かな本県の歴史学習を通して、世界に目を向ける契機とし、多様な文化を理解し尊重する資質を育てる。

(5) 情報発信

本県所在の文化財の本質的な価値を伝え、文化財を大切に保存し活用していくためには、その魅力を分かりやすく伝えていくことが重要である。これまで個々の文化財の情報発信を行ってきたホームページ「長崎県の文化財」や「長崎県遺跡地図」の更なる充実を図るとともに、複数の市町村に共通するテーマやストーリーをもとに相互連携し、広域的に発信する取組を検討する。また、急速な情報化社会の進展を踏まえ、VRやAR等のICT技術を活用して、史跡等において歴史的な出来事や当時の生活の再現等を体感・体験できるような工夫を推進する。更に近年の外国人旅行者の増加にも対応するため、解説の多言語化等も推進し、より多くの外国人に本県所在の文化財の魅力が伝わるよう取り組む。

<主な取組>

- 長崎県埋蔵文化財センターが行う原の辻遺跡などの発掘調査の情報を発信し、壱岐市立^{いきこく}一支国博物館と連携協力しながら壱岐島内の遺跡やこれまでの発掘調査の成果を公表する。また、長崎県埋蔵文化財センターの活動を知ってもらうための普及啓発活動を行う。

- 対馬歴史研究センターが行う対馬宗家関係資料等に関する調査・研究や古文書修復の成果を発信し、対馬博物館と連携協力しながら資料の展示・公開を行う。また、対馬歴史研究センターの活動を知ってもらうための普及啓発活動を行う。
- 長崎歴史文化博物館や長崎県美術館において、国内外からの来館者が、各館が所蔵する文化資源の魅力に十分に触れ、満足度の高い観覧を促進するため、多言語での展示解説や情報通信技術を活用した展示を実施する。
- 伝統的建造物群保存地区については、衣食住の魅力を紹介するコンテンツの作成や多言語表示ができる専用アプリの作成など、文化財の理解を深め、観光客の地域での滞在満足度の向上を図る。
- 世界遺産の価値を深める調査・研究の成果を活かし、世界遺産にふさわしい公開・整備を推進するとともに、その価値やストーリー、関連の文化財等への周遊にもつなげる情報発信の充実など、構成資産を核とした広がりのある魅力づくりを促進していく。また、世界遺産の価値を深めながら、情報を正確に伝えて理解を促し、将来に向けて、保護を実現するための行動につなげるための指針となる「情報戦略のあり方」に基づき、効果的な情報発信を行う。
- 2つの世界遺産の登録を契機に、本県ならではの歴史・文化、海外との交流やつながりを生かした文化・観光施策を推進する。世界遺産のストーリー性を重視した効果的な情報発信やこれらを生かした広域周遊・滞在型観光を推進するとともに、増加する観光客を対象とした世界遺産関連土産品の開発等への支援にも取り組む。
- 日本遺産の取組に代表されるように、各地域の有形・無形の文化財群を有機的につなげ、魅力的なストーリーとして国内外に戦略的かつ分かりやすく発信することで認知度の向上を図る。また、パンフレットや案内板の多言語化など、訪日外国人にも対応できる環境を整える。

2. 重点的な取組

本県には、複数の世界遺産や水中遺跡など、本県特有の文化財があり、これらの保存・活用にあたっては、特に県と市町が連携を図りながら、重点的に取り組む必要がある。

(1) 世界文化遺産プロジェクト

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」については、ユネスコに提出した包括的保存管理計画に基づき、構成資産の適切な保護や価値の発信、住民生活と観光の調和を図るための秩序ある公開、地域の持続的な維持に向けた取組を着実に進め、価値を守り伝える仕組みづくりを推進していく。

更に、12の構成資産で1つの価値を証明している本資産は、2県6市2町にまたがるうえ、離島や半島など人口減少・高齢化が進む地域に点在しているため、地域と世代を『つなぐ』ことを目的に、世界遺産を活かしたふるさと教育や、大学と連携したフィールドワークを促進するとともに、構成資産となっている集落等が活性化するための活動を支援していき、「世界遺産をみんなで守っていく」という保護意識の醸成を図りながら、保存と活用の好循環による持続的な取組により、次世代への継承や地域の活性化につなげていく。

あわせて、国内外からの観光客をスムーズに受け入れ、満足してもらう体制の整備を行う。国内外の観光客が世界遺産の魅力やストーリーを楽しむとともに、その地域の歴史・文化、自然・

食等の魅力を満喫できる周遊マップの活用等による周遊・滞在型観光を推進する。また、市町や民間事業者等と一体となった二次交通対策や、体験型等のニューツーリズムを含む観光地づくりの推進とそれを支える人材を育成する。更に、外国人観光客の受入環境の整備・充実を図るとともに、高齢者や障がい者等の方々も楽しめるようユニバーサルツーリズムの推進にも取り組む。

(2) 水中文化遺産調査研究事業

平成 27 (2015) 年「文化芸術の振興に関する基本的な方針 (第 4 次基本方針)」の中で水中文化遺産の保存・活用について地方公共団体の取組を促すことが閣議決定された。これを受けて、文化庁は平成 29 年に「水中遺跡保護のあり方」(報告)を報告し、陸上の埋蔵文化財と同様に水中遺跡保護の必要性を示している。

水中文化遺産は、本県の歴史や文化に密接に関係する文化財の一つである。本県では近年、洋上風力発電施設の設置をはじめとした海域開発が計画されていることから、海域などに所在する未周知の埋蔵文化財について、市町とも連携しながら分布調査を行い、その把握を進めていく。また、広く県民に対し、様々な機会を捉えて水中遺跡に関する情報発信や活用事業を行い、水中遺跡保護の重要性を周知する。

各市町に対しては、必要に応じて、水中遺跡の保存に向けた詳細な調査、地域住民に対する普及啓発活動を促し、その保存・活用を活発化させていくほか、市町では対応できない規模や内容については、市町との役割分担を行った上で、県は市町の取組に積極的に協力する。

(3) 東アジア考古学研究事業

本県の発掘調査では、東アジア関連資料が多数発見されている。長崎県埋蔵文化財センター東アジア考古学研究室では、その交流の内容や具体像に迫るための考古学的研究を引き続き行っていく。原の辻遺跡の調査については、引き続き遺跡の範囲や内容を確認するための発掘調査を行う。また、友好交流機関協定を締結した釜山博物館と相互に職員を派遣し、共同で発掘調査や資料調査を行う。調査研究の成果については、東アジア国際シンポジウムで最新の研究成果を積極的に公開する。壱岐高校の東アジア歴史・中国語コースの授業についても継続して支援する。

(4) 重要文化財対馬宗家関係資料の保存・活用

本県が所有する重要文化財対馬宗家関係資料は、対馬藩宗家に伝来する江戸時代から明治時代初期における藩政文書群であり、特に朝鮮との外交・貿易に関する資料は日朝交流に重要な役割を果たした対馬の歴史的意義を伝えるものとして貴重である。県では、対馬歴史研究センターを中心に平成 27 年度から継続して調査・研究及び保存・修復事業を進めているほか、専門的研修を受けた職員によって日常的な古文書の維持管理を行っている。引き続き、宗家関係資料の調査・研究及び保存・修復に努める。

第5章 市町への支援方針

1. 支援の考え方

本県では、各地域において多種多様な文化財が今日まで大切に守られ継承されてきた。しかしながら、過疎化や少子高齢化は着実に進行しており、将来的に文化財の滅失や散逸などが懸念される。そのため、改正文化財保護法においても文化財を幅広く調査・把握し、有形・無形を問わず、文化財やその周辺環境を総体として捉え、継続的かつ計画的にその保存活用に取り組むことが求められている。特に市町は、地域の文化財やその所有者にとって最も身近な行政主体として、地域住民と緊密に連携して、文化財の保存・活用に取り組むことが期待されている。

こうした状況を踏まえ、県は市町と適切に役割を分担した上で、各市町が文化財の次世代の継承に向けてその保存活用を推進できるように積極的に支援する。これまで行ってきた指定文化財などの保存・活用についての情報共有や技術的な助言に加えて、地域計画の作成や運用にあたっては助言など必要な支援を行う。

2. 財政的支援

これまでも県は、指定文化財の保存・活用のため、文化庁や県の文化財補助金による市町を含めた所有者等への財政支援を行ってきた。近年では、文化財関係補助金以外にも、各省庁で文化財を活用したさまざまな補助金制度が整備されている。また、民間企業や財団などの社会貢献事業（メセナ）として有形文化財や伝統芸能等に対する助成金制度もある。その他にも、指定寄付金制度やクラウドファンディング、ふるさと納税、地域活性化ファンドなどを活用した様々な資金調達の試みも始められており、文化財保護に要する資金確保の方法は多様化しつつある。今後は、従来の補助金制度に留まらず、こうした多様な財源を活用することができるようあわせて情報提供を行っていく。

限られた予算の中で効果的に事業を行うためにも、地域内の文化財について中長期的な計画である地域計画を作成しておくことが望ましい。また、地方創生推進交付金など、地域計画を作成した市町に有利な補助金もあり、文化財の保存・活用を円滑に推進するうえで財政的に非常に有効であることから、市町による地域計画の作成を支援していく。

3. 保存・活用のための専門人材の育成

(1) 専門人材の重要性

文化財の保存・活用が適切に行われるためには、文化財の専門的知識を持ち、その取扱いに習熟した人材の確保と育成が不可欠である。文化財の保存・活用にあたっては、これまで各自治体で採用された博物館学芸員や埋蔵文化財の専門職員が担ってきた。なかでも、地域の文化財にとって最も近い立場にあって、所有者や地域住民と連携してその保存・活用に取り組んできた市町の文化財専門職員の存在は大きく、今後とも文化財保護行政の主役として中心的役割を果たすことが期待される。その一方で、現在各市町の多くでは人材不足に直面しており、少人数で専門性の異なる多種多様な文化財を担当している市町や、なかには文化財専門職員が未だ配置されていないところもある。

文化財保護法の改正により、今後各市町においては、本大綱を踏まえて地域計画を作成し、中長期的な展望に基づいて地域における文化財の保存・活用を一層進めていくことが求められている。そのためには、地域の文化財をよく知る文化財専門職員が必要であり、その継続的な配置や育成について、積極的な取組が強く求められる。

県は、国から示された指針や通知に基づいて、引き続き各市町に対して文化財専門職員の採用

や継続的な配置を促し、それぞれで自立的、持続的に保存・活用の施策が推進できるように体制の整備を働きかけていく。

(2) 専門人材の育成

現在、本県が主催する文化財保護に関係する研修制度は下記のとおりであるが、今後は各市町における保護体制の実態と市町からの要望、改正文化財保護法の趣旨などを踏まえながら、文化財の保存・活用に必要な知識や技能を習得するための研修を充実させて、専門人材の育成を図る。研修は、文化庁や博物館・美術館などが行っている文化財に関わる各種研修も勘案し、各市町の文化財の担当職員が、保存・活用をバランスよく進めるために必要な能力を身につけることができるように、現在実施している研修の改善や必要とされる研修の追加など随時見直しを図っていく。

【長崎県が主催する研修】

<p>○開発部局・文化財保護部局担当者文化財基礎研修（対象：県・市町文化財保護部局担当職員ほか）</p> <p>開発部局担当者に対し、埋蔵文化財保護意識の醸成を図るとともに、その取扱いに係る具体的な手続きについての理解を深めることで、本県の埋蔵文化財保護行政の円滑な推進に資する。また、文化財保護部局担当者が基礎的な知識を習得し、文化財の保護に関する基本的な考え方や事務手続きなどの理解を深める機会とする。</p>
<p>○長崎県文化財保護行政担当者会議（対象：県・市町文化財保護部局担当課長・職員）</p> <p>市町文化財保護行政主管課長・担当者に対し、文化財保護及び活用に関する新たな情報や専門的知識を習得する場を提供するとともに、今後の県・市町の取組についての情報共有を行い、円滑な推進を図る。</p>
<p>○長崎県埋蔵文化財担当者専門技術研修（対象：県・市町埋蔵文化財担当職員）</p> <p>県市町埋蔵文化財専門職員を対象とし、埋蔵文化財保護行政を円滑に遂行していくための基礎的な知識及び遺跡調査の方法などの研修を行なうことで、埋蔵文化財門職員としての資質の向上を図る。</p>

4. 文化財保存活用地域計画作成などの支援

文化財保存活用地域計画は、大綱を勘案しつつ、各市町が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクション・プランであり、今後、その地域における文化財保護行政の方向性を示す重要な計画と位置づけられる。

計画の作成にあたっては、未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、周辺関係者とも連携し、文化財の保存・活用についての方針や措置などを定めていくことになることから、協議会を設置して市町の都市計画・教育・観光等の関係部局のほか、文化財の保存会やNPO団体、自治会、大学教員、学芸員等の地域の実情に応じた多様な人材の参画を得ることが望ましい。

県は、市町が計画作成の過程で行う文化財の総合調査を専門的な見地から支援しつつ、地域計画の内容について、大綱が示す保存・活用の基本的な方向性に沿ったものになるよう助言していく。また必要に応じて、文化財の専門家の紹介なども行っていく。更に、各市町担当者に大綱の内容を共有し、計画作成に必要な知識や能力を習得するための研修などを開催することも検討していく。

国の重要文化財等に指定されている建築物については、建築基準法の適用除外となり、県や市町の指定文化財等に係る建築物については、保存建築物であって、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものが、建築基準法の適用除外となるが、建築審査会を設置していない市町については、特定行政庁が県の建築審査会の同意を得て指定したものが、建築基準法の適用除外となるため、該当市町においては、県の担当部局の指導助言を受け文化財の保存・活用に努める必要がある。

第6章 防災・防犯、災害発生時の対応

1. 防災・防犯対策の必要性

日本は、古くから、台風・大雨・大雪・洪水・地震・津波・火山噴火などの自然災害に見舞われてきた。近年では地震に伴う津波、台風・豪雨など、大規模災害が増加する傾向にある。自然災害による被害は、地域の貴重な文化財にも及ぶことも想定されるため、平時から自然災害の発生を前提とした文化財の防災対策を講じておくことが求められる。

文化財の防災については、まずは文化財を管理・保管する所有者による対策を講ずることが望まれる。しかし、個人での対応には限界があるため、市町の文化財保護行政部局をはじめ、消防や警察等の行政との連携が不可欠である。更に、有事の際に速やかに協力を依頼するため、文化財が所在する場所の近隣住民やNPO法人等の団体など、地域のネットワークを構築しておくことも重要である。

自然災害以外にも、火災や盗難等の人為的な行為により貴重な文化財が被害を受けることもある。平成31年4月に発生したパリ・ノートルダム大聖堂の火災、令和元年10月の沖縄県首里城跡の火災でも文化財に大きな被害が生じている。県内でも指定文化財建造物等の焼失や焼損、仏像を狙った盗難事件も発生しており、文化財の保存環境や保管状況に応じた防火・防犯対策が必要となってくる。

先人から受け継いだ貴重な文化財を守り、次の世代へ確実につないでいくためにも、普段から防災・防犯対策が必要である。

2. 防災・防犯の取組

(1) 長崎県の防災基本計画

文化財の防災計画については、『長崎県地域防災計画 基本計画編』にて基本方針を示している。具体的な防災のための予防対策指導については、県及び市町の文化財保護部局が主体となって指導を進めていくこととしている。以下、その内容を示しておく。

① 予防施設、設備の整備

(ア) 文化財保管設備の設置

耐火耐震の文化財収蔵庫、保管庫等の設置促進を図る。

(イ) 消火設備の整備

消火器、防火水槽、その他の消火設備の整備促進を図る。

(ウ) 警報設備その他の防護設備の整備

火災報知設備、避雷装置、消防進入路、防火塀、防火帯、防火壁、防火戸等の整備の促進を図る。

② 予防対策指導

(ア) 管理体制の整備

防火管理者、火元責任者等の管理責任体制を明確にし、災害発生の場合の通報設備、方法、組織等（文化財保護ネットワークを含む）の確立と、近接住民の協力も含む自衛消防体制の育成強化に努める。特に消防機関等との連絡を密にし、夜間における保

護管理と防災の徹底を図る。

(イ) 禁火区域の設定

建造物、重要文化財を保管している建物の一定区域を火気禁止区域、また天然記念物や史跡・名勝などに指定されている物件を対象とした禁火区域の指定を図るとともに、注意標札の設置、浮浪者の侵入防止等の予防措置の促進を図るものとする。

(ウ) 搬出方法の指導

文化財は、特殊な構造となっているものが多く、その取扱いについては慎重を要するので、所有者、近隣者又は消防関係者に取扱い方法、搬出方法等の指導を実施する。

(エ) 文化財の保全診断（市町）の定期的実施の促進を図る。

(オ) 文化財建造物の耐震診断（所有者等）の実施促進を図る。

(カ) 文化財防火デー

毎年1月26日を防火デーとし、防火思想の普及、防火訓練等を計画して予防対策の高揚を図るものとする。

(2) 具体的な文化財防災・防犯の取組

① 動産文化財

有形文化財（美術工芸品）や有形民俗文化財などの動産文化財については、紙・絹・木製品などの可燃性の高い素材が用いられることが多く、特に防火対策には注意が必要である。個人の所有者でも可能な防火対策としては、耐火性の高い金庫に保管する、燃えやすいものを周辺に配置しないなどの環境整備を進めていく。

防犯対策としては、敷地内の死角を確認して巡回の頻度を高めるほか、防犯性の高い錠への付け替えや監視カメラの設置などの防犯設備を設置するなどがあり、市町の文化財保護部局と連携して、文化財の写真や特徴を記録する文化財管理台帳を作成しておくことで、文化財の盗難時に速やかな文化財の特定が可能となる。

動産文化財については地域の博物館・美術館等の収蔵施設に寄託することも、防災・防犯両面から有効な対策の一つである。文化庁は「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」（令和元年9月）を示しており、防火管理体制や日常管理体制における火災予防、各種設備のあり方、設備の点検や消防訓練等についての基本的な考え方等が参考になる。そのほか、文化庁による「美術工芸品の防火・防犯対策チェックリスト」や「文化財保存・管理ハンドブック（美術工芸品編）」（（公社）全国国宝重要文化財所有者連盟発行）がある。また本県においても県指定美術工芸品の所有者等に向けた「長崎県指定有形文化財（美術工芸品）の所有者のための手引き」（令和2年10月）を作成しており、これらを参照しながら、防災・防犯対策を進めていくことが望まれる。

② 不動産文化財

不動産文化財である文化財建造物の多くは、木造・煉瓦造であり、長い年月を経たことによる老朽化・劣化が進行している物件もあることから、台風・地震等の自然災害や火災に留意しておかなければならない。また、石造や鉄筋コンクリート造であっても、耐震対策がとられておらず、その対策は急務である。

耐震対策については、既に文化庁が「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引」（平

成25年10月)で示したように、大規模改修工事の際には耐震診断及び耐震対策の補強工事を実施し、根本的な対策を行うまでの経過的補強も進めていく必要がある。(「重要文化財(建造物)の地震に対する対処方針の作成指針(平成30年8月)」)。

また、建造物の防火対策については、文化庁が示した「国宝・重要文化財(建造物)の防火対策ガイドライン」(令和元年9月)に沿って、防火設備等の現状を把握し、文化財の特性に応じた防火設備の整備や訓練の充実、その他の防火対策について検討・実施することが望まれる。特に重要文化財建造物は、個別の保存活用計画を策定する際に所有者と所在の警察・消防当局が協議し、防災上の課題を共有し、実態に応じた防災設備の整備や機器の設置、自衛消防隊の結成等の防災体制を整えることになっている。

所有者等に対しては、日頃から防災意識を向上するための周知啓発活動を実施するとともに、計画策定や修理の際には、必要な防火・防犯設備を整備できるように働きかけていく。あわせて、文化財周辺地区については、火災予防の観点から必要に応じて条例による喫煙禁止等の禁火区域への新たな指定や追加指定も検討していく。

史跡名勝天然記念物が被害を受ける自然災害としては、大雨等による洪水や土砂災害、がけ崩れ等が想定される。また、来訪者が安全に見学できるように、日頃から周囲の環境整備に努めることが望まれる。更に、窯跡における陶磁器片等の盗掘など被害を受けることもあるため、文化財保護指導委員への巡視を依頼するとともに、住民の監視の目が最も有効な抑止力になることを念頭に、普及啓発を強化する必要がある。個別の保存活用計画の策定時に、防災・防犯対策も含めて検討することが望まれる。

③ 減災の取組

防災・防犯対策に加えて、災害が発生したときに、その被害を最小化するための減災の取組も重要である。

具体的な取組としては、洪水・土砂崩れ・津波等の各種ハザードマップをもとに、文化財が所在する場所について災害が発生しやすい地域であることを事前に確認し、市町文化財保護部局や所有者等で情報共有する取組があげられる。文化財周辺で発生した過去の罹災記録なども含め、総合的に把握することで、必要に応じた対策を検討することができるようになる。

建造物等については耐震対策工事が望まれるが、こうした措置がとれない場合でも、暫定的な補強等による減災対策や危険箇所への立ち入り、公開の制限を行うなど、対処方針を作成し人的安全性の確保に努める必要がある。

彫刻や陶磁器など破損しやすい文化財を公開するにあたっては、免震台の設置やテグスで展示台に固定するなど、地震発生時の転倒による破損を防ぐための取組が求められる。

(3) 文化財救援ネットワーク

① 長崎県文化財保護指導委員

文化財保護法に基づき、本県では、昭和50年度から長崎県文化財保護指導委員を配置している。その業務内容としては、埋蔵文化財包蔵地を含む指定文化財の巡視活動や所有者に対して文化財保護の指導・助言などの業務を行うことで、文化財の保護を図っている。異状発見時の所有者及び市町への緊急連絡をはじめ巡視結果の報告は、行政と所有者・管理者との連絡や文化財保護に関する意思疎通を図るうえで有効であり、文化財の定期的な巡視は文化財の防災の

基本でもある。

② 文化財保護ネットワーク

県では、地域の文化財は地域で守り後世に残していくという理念のもと、地域の自治体などの協力を得て、地域住民が主体となって文化財保護の様々な活動を行う文化財保護ネットワークを全市町において構築した。具体的な活動としては、文化財清掃活動や地元警察や消防と連携しての文化財パトロールなどがあげられる。また、災害が起きた際には、各市町の文化財の状況を確認し、県へ報告する仕組みとしている。文化財保護ネットワークを通して日頃から地域内での連携を強めることで、有事の際の情報連携を強めることにもつながる。

③国内の文化財救援ネットワーク

近年頻発する大規模な自然災害から文化財を守り、また被災した文化財を救援するための全国的なネットワークの構築が進められており、令和2年(2020)10月には奈良文化財研究所内に文化財防災センターが常設機関として設置された。本県においても、関係機関との連携や情報共有を図っていく。

3. 災害発生時の対応

(1) 市町と連携した文化財の被害情報の収集

自然災害が発生した場合、本県としてまず行うべきことは、災害の状況をみながら、各市町の文化財保護行政部局と連携して、国・県・市町指定文化財の被害状況の把握に努め、情報を集約することである。原則として、市町の文化財保護部局が被災地の状況確認を行うこととなるが、状況によっては長崎県文化財保護指導委員や文化財保護ネットワークからの情報提供を受けることも想定することができる。所有者のみならず地域のネットワークを活かして、迅速かつ精度の高い文化財被害情報の収集が望まれる。

大規模災害発生時には、県が事務局となり被災文化財等の救済及び状況把握についての情報収集を図る。また、文化庁をはじめ独立行政法人国立文化財機構や各種関係機関・構成団体(長崎県文化財保護審議会、県建築士会、大学(研究室)、市町文化財担当部局等)などと被害情報の共有、活動内容の調整を行い、市町への協力体制を確立する。なお、過去の大規模災害時には、住居や蔵が罹災したことで、地域の歴史を記した古文書や歴史的建造物が、その価値を理解されないまま廃棄・解体されるという事例も報告されている。こうしたことから、可能な限り速やかに現地へ赴き、状況確認を行うとともに被災文化財等の所有者に対し、廃棄せず保存に努めてもらうように依頼することも重要である。

(2) 被災文化財等の取扱い

長崎県地域防災計画において、被災文化財については「被災前の文化財の価値を維持するよう文化財個々につき復旧対策を当該文化財の所有者又は管理者に指示、指導するものとする。」と定めている(『長崎県地域防災計画 基本計画編』第3編 第14章 文教応急対策計画)。

万が一、文化財が被災し汚損・破損や水濡れなどの被害を受けた場合でも、廃棄するのではなく、まずは県や市町の文化財保護部局、地域の博物館・資料館等へ相談することが望まれる。被災した文化財でも、適切な方法で処置することで、それ以上の劣化の進行や被害を最小限に

抑えることができることから、貴重な文化財が失われることのないようにしなければならない。

(3) 今後の取組

文化財の防災・防犯対策の基本として、文化財の所有者ごとの所蔵リスト、文化財の現況写真や材質、寸法等、所在位置及び敷地内の施設・防災設備等といった周辺情報も網羅した文化財台帳を整備しておくことが望まれる。文化財台帳は個人情報も含まれることから、市町文化財保護部局で厳重に保管しておくほか、地域の博物館などで分散保管することも効果的な防災対策となる。

また、平成31年4月の改正文化財保護法の施行に伴い、市町村にも文化財保護指導委員を置くことができることとなった（法第191条）。既に設置済みの市町もあるが、未設置の市町においては、管下の文化財の状況に応じて、文化財保護指導委員を設置することが望まれる。

第7章 保存・活用の推進体制

長崎県における文化財の保存・活用を推進するための体制としては、文化財担当部局や関係部局、博物館等の関係機関があげられ、下記のとおりである。

文化財の保存・活用の体制

令和2年4月1日現在

(※文化財担当部局については職員数(会計年度任用職員含む)を記載)

長崎県
<p>■教育庁 総務課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：教育委員会の運営、人事、予算、法務監察、企画広報、統計、情報化推進、県立学校改革などに関する事
<p>■教育庁 学芸文化課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：文化財の保存・活用に関する事、埋蔵文化財に関する事 埋蔵文化財センター・対馬歴史研究センターに関する事・職員 22 名（うち専門職員：埋蔵文化財 4 名、建造物 1 名、美術工芸品 1 名）
<p>■文化観光国際部 文化振興課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：文化振興にかかる施策の企画、立案、推進及び総合調整に関する事 長崎県美術館・長崎歴史文化博物館に関する事、日本遺産に関する事・職員 32 名（うち専門職員：歴史 1 名、工芸 1 名）
<p>■文化観光国際部 世界遺産課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：2つの世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産」の保存管理及び情報発信等・職員 14 名（うち専門職員：埋蔵文化財 1 名、美術 1 名）
<p>■文化観光国際部 観光振興課・国際観光振興室</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：県内観光の振興に関する事
<p>■文化観光国際部 国際課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：国際交流、国際協力、長崎県アジア・国際戦略、平和関連事業等に関する事
<p>■危機管理監 危機管理課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：防災及び災害対策や人命救助、危機管理、国民保護等の対応
<p>■企画部 政策企画課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：重要施策の企画及び総合調整
<p>■地域振興部 地域づくり推進課</p> <ul style="list-style-type: none">・業務内容：離島・半島及び地域の振興に係る施策の企画・立案及び推進等に関する事

■地域振興部 市町村課

- ・業務内容：県内市町の行政、財政及び選挙に関すること

■県民生活環境部 自然環境課

- ・業務内容：自然公園の保護と利用、生物多様性に関する業務、希少野生動植物種の保護など自然環境の保全に関すること

■土木部 都市政策課

- ・業務内容：都市計画、開発許可、美しい景観形成の推進及び屋外広告物に関すること、宅地建物取引業に関すること、宅地の防災に関すること

■土木部 建築課

- ・業務内容：建築基準法等の許可、認可、指導などに関すること、営繕業務の基準等に関すること、建築物の防災に関すること

長崎県地方機関

■長崎県埋蔵文化財センター（壱岐市）

- ・業務内容：長崎県内の埋蔵文化財の発掘や調査・研究、出土品の保存処理、東アジア地域の研究機関等との交流及び共同研究する。
- ・職員13名（うち専門職員：埋蔵文化財9名）

■長崎県対馬歴史研究センター（対馬市）

- ・業務内容：対馬宗家関係資料等の調査・研究や保存・修理等を行う。
- ・職員10名（うち専門職員：歴史2名）

関係機関

■長崎県美術館（長崎市）

- ・業務内容：芸術文化活動及び地域文化活性化の拠点として、優れた芸術作品の鑑賞及び学習機会を提供するとともに、創作活動及び作品発表等の支援等を通じて、新たな長崎県の文化創出に寄与する。
- ・指定管理者制度にて委託運営（県より専門職員：美術2名派遣）

■長崎歴史文化博物館（長崎市）

- ・業務内容：長崎の歴史及び文化に関する資料の観覧及び学習の機会を提供することを通じて、学術及び文化の発展並びに地域振興に寄与する。
- ・指定管理者制度にて委託運営

長崎県文化財保護審議会

○目的

長崎県教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの重要事項に関して長崎県教育委員会に建議する。

○委員の職名・属性

- ・委員は、長崎県文化財保護審議会条例に基づき、学識経験を有する者のうちから、長崎県教育委員会が任命する（任期は2年）。
- ・審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- ・審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- ・会長は、審議会を代表し、会務を総理し、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

長崎県文化財保護指導委員

○取組内容

- ・文化財保護法に基づき、文化財保護のために定期的な巡視を行い、所有者等に文化財保護について指導・助言するとともに、地域住民に対し文化財保護思想について普及活動を行う。

○委員の職名・属性

- ・各市町教育委員会の推薦に基づいて、長崎県教育委員会が委嘱する。
- ・委員数は37名（任期1年、非常勤）
- ・県内約200箇所の指定文化財及び埋蔵文化財包蔵地を巡視し、報告書を提出する。

○研修会の開催

- ・文化財巡視のポイントや留意点の確認、文化財に関する知見を深めることを目的とした研修会を開催する。

その他民間団体等

○長崎県考古学会

○長崎県建築士会

○「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」長崎県保存活用県民会議

○世界遺産保存活用協議会

○長崎世界遺産学術委員会

【付属資料】

1. 長崎県の文化財一覧

- (1) 県内所在の国・県指定等文化財件数一覧
- (2) 国指定等文化財一覧
- (3) 県指定文化財一覧

2. 長崎県の文化財分布図

- (1) 有形文化財（建造物）
- (2) 史跡
- (3) 天然記念物
- (4) 名勝

3. 長崎県歴史年表

4. 長崎県刊行文化財調査報告書一覧

- (1) 有形文化財（建造物）
- (2) 有形文化財（美術工芸品）
- (3) 無形・民俗文化財
- (4) 史跡名勝天然記念物
- (5) 文化的景観
- (6) 埋蔵文化財（保存目的調査）
- (7) 埋蔵文化財（開発対応）
- (8) 地域研究等

5. 用語解説

1. 長崎県の文化財一覧

(1) 県内所在の国・県指定等文化財件数一覧 (R3.1.1 現在)

【国指定】

指 定		種 別		件 数	
有形文化財 (71)	重要文化財 (71)	国宝	建造物	3	
		重要文化財	建造物	34	
			美術 工芸品 (34)	絵画	4
				彫刻	5
				工芸品	5
				書跡・典籍	5
				古文書	2
				考古資料	7
				歴史資料	6
		無形文化財 (0)	重要無形文化財		0
民俗文化財 (7)	重要有形民俗文化財		0		
	重要無形民俗文化財		7		
記念物 (74)	史跡 (32)	特別史跡	2		
		史跡	30		
	名勝 (7)	特別名勝	1		
		名勝	6		
	天然記念物 (35)	特別天然記念物	0		
		天然記 念物 (35)	動物	6	
			植物	24	
			地質鉱物	3	
天然保護区域	2				
計				152	

【県指定】

		種 別		件 数
有形文化財 (152)	美術工芸品 (120)	建造物		32
		美術工芸品	絵画	19
			彫刻	36
			工芸品	29
			書跡・典籍	7
			古文書	9
			考古資料	9
			歴史資料	11
		無形文化財 (3)	音楽	
工芸技術			2	
民俗文化財 (32)	有形民俗文化財		10	
	無形民俗文化財		22	
記念物 (199)	史跡		93	
		名勝	1	
	天然記念物 (105)	動物	3	
		植物	75	
		地質鉱物	26	
		天然保護区域	1	
	計			

【国選定】

文化的景観	重要文化的景観 (選定)	7
伝統的建造物群	重要伝統的建造物群保存地区 (選定)	4
文化財の保存技術	選定保存技術	0
計		11

【国登録】

有形文化財	登録有形文化財	建造物	127
		美術工芸品	1
民俗文化財	登録有形民俗文化財		0
記念物	登録記念物		3
計			131

【国選択】

無形の文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 (選択)	1
民俗文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 (選択)	27
計		28

【国認定】

重要美術品		4
-------	--	---

<文化財件数>

有形文化財①		351
建造物 (196)	指定	69
	登録	127
美術工芸品 (154)	指定	154
	登録	1
無形文化財②		3
民俗文化財③		39
有形民俗文化財		10
無形民俗文化財		29
記念物④		276
史跡		125
名勝 (11)	指定	8
	登録	3
天然記念物		140
文化的景観⑤		7
伝統的建造物群⑥		4
文化財の保存技術⑦		0
小計 (①～⑦)		680
重要美術品⑧		4
合計 (①～⑧)		684

(2) 国指定等文化財一覧 (R3.1.1 現在)

①国宝 (建造物) 3件

名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
大浦天主堂	カトリック長崎大司教区	長崎市南山手町	S28.3.31
崇福寺第一峰門	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S28.3.31
崇福寺大雄宝殿	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S28.3.31

②重要文化財 (建造物) 34件

名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
崇福寺三門 (楼門)	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	M39.4.14
崇福寺鐘鼓楼	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	M43.8.29
崇福寺護法堂	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	M43.8.29
興福寺本堂 (大雄宝殿)	興福寺	長崎市寺町	S8.1.23
眼鏡橋	長崎市	長崎市栄町～古川町の間	S35.2.9
旧唐人屋敷門	興福寺	長崎市寺町	S36.6.7
旧グラバー住宅	長崎市	長崎市南山手町	S36.6.7
旧リンガー住宅	長崎市	長崎市南山手町	S41.6.11
旧本田家住宅	長崎市	長崎市中里町	S44.6.20
旧オルト住宅	長崎市	長崎市南山手町	S47.5.15
旧羅典神学校	カトリック長崎大司教区	長崎市南山手町	S47.5.15
崇福寺媽祖門	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S47.5.15
旧長崎英国領事館	長崎市	長崎市大浦町	H2.3.19
旧香港上海銀行長崎支店	長崎市	長崎市松が枝町	H2.3.19
旧長崎税関下り松派出所	長崎市	長崎市松が枝町	H2.3.19
東山手十二番館	長崎市	長崎市東山手町	H10.12.25
旧出津救助院	お告げのマリア修道会、 長崎市	長崎市西出津町	H15.12.25
大野教会堂	カトリック長崎大司教区	長崎市西出津町	H20.6.9
清水寺本堂	清水寺	長崎市鍛冶屋町	H22.12.24
出津教会堂	カトリック長崎大司教区	長崎市西出津町	H23.11.29
聖福寺4棟 (大雄宝殿 天王殿 鐘楼 山門)	聖福寺	長崎市玉園町	H26.9.18
本河内水源地水道施設 二所 一基	国、長崎県、長崎市	長崎市本河内町	H29.7.13
黒島天主堂	カトリック長崎大司教区	佐世保市黒島町	H10.5.1
旧佐世保無線電信所 (針尾送信所) 施設	国、(佐世保市)	佐世保市針尾中町	H25.3.6
西海橋	長崎県	佐世保市針尾東町～ 西海市西彼町小迎郷	R2.12.23
眼鏡橋	諫早市	諫早市高城町	S33.11.29
幸橋	平戸市	平戸市岩の上町	S53.1.21
田平天主堂	カトリック長崎大司教区	平戸市田平町	H15.12.25
主藤家住宅	個人	対馬市厳原町	S44.3.12
江上天主堂	カトリック長崎大司教区	五島市奈留町	H20.6.9
旧五輪教会堂	五島市	五島市藤町	H11.5.13
旧鍋島家住宅	雲仙市	雲仙市国見町	H19.6.18
頭ヶ島天主堂	カトリック長崎大司教区	南松浦郡新上五島町	H13.11.14
青砂ヶ浦天主堂	カトリック長崎大司教区	南松浦郡新上五島町	H13.11.14

③重要文化財 (美術工芸品) 34件

種別	名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
書跡・典籍	珠冠のまぬある 吉利支丹版長崎刊 慶長12年	カトリック長崎大司教区	長崎市上野町 (カトリックセンター)	S27.7.19
歴史資料	フィリップ・フランツ・フォン・シーボルト関係資料	長崎市	長崎市鳴滝2丁目 (シーボルト記念館)	S55.6.6
歴史資料	安政二年「日蘭条約書」	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S57.6.5
絵画	紙本著色泰西王侯図六曲屏風	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S63.6.6

名 称		所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
彫刻	木造千手観音立像	観音寺	長崎市脇岬町 (観音寺)	S63.6.6
絵画	絹本着色不動明王三童子像	清水寺	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	H2.6.29
絵画	絹本着色仏涅槃図 一幅	崇福寺	長崎市鍛冶屋町 (崇福寺)	H6.6.28
歴史資料	豎削盤	三菱重工株式会社	長崎市飽の浦町 (長崎造船所史料館)	H9.6.30
歴史資料	長崎奉行所関係資料 (1,242点)	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	H18.6.9
絵画	絹本着色鯉魚跳龍門図 (熊斐筆)	長崎市	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	R1.7.23
考古資料	長崎県泉福寺洞窟出土品	佐世保市	佐世保市島瀬町 (佐世保市博物館島瀬美術センター)	H8.6.27
考古資料	長崎県福井洞窟出土品	佐世保市	佐世保市島瀬町 (佐世保市博物館島瀬美術センター)	R2.9.30
歴史資料	エーセルテレカラフ	個人	諫早市東小路町 (諫早市美術・歴史館)	H27.9.4
工芸品	鑲頭大刀 無銘拵付 一口 附大刀図 一通	亀岡神社	平戸市岩の上町 (平戸城)	T5.5.24
絵画	絹本着色仏涅槃図 一幅	最教寺	平戸市岩の上町 (最教寺)	T5.5.25
工芸品	紺糸威肩白赤胴丸 兜・大袖付	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S63.6.6
古文書	朝鮮国告身	個人	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S49.6.8
彫刻	銅造如来立像 (海神神社)	海神神社	対馬市峰町 (海神神社)	S49.6.8
工芸品	梵鐘 (旧清玄寺)	対馬市	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S50.6.12
工芸品	金鼓 (多久頭魂神社)	多久頭魂神社	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S50.6.12
工芸品	梵鐘 (多久頭魂神社)	多久頭魂神社	対馬市厳原町 (多久頭魂神社)	S50.6.12
彫刻	銅造如来坐像 (黒瀬観音堂)	対馬市	対馬市美津島町 (黒瀬観音堂)	S56.6.9
書跡・典籍	高麗版大般若経 附 補写経并版経	長松寺	対馬市厳原町 (対馬博物館)	H23.6.27
歴史資料	対馬宗家関係資料	長崎県	対馬市厳原町 (対馬博物館)	H24.9.6
古文書	小田家文書	長崎県	対馬市厳原町 (対馬博物館)	H24.9.6
考古資料	長崎県佐賀貝塚出土品	対馬市	対馬市峰町 (対馬市峰町歴史民俗資料館)	H26.8.21
書跡・典籍	高麗版一切経 附 大般若経	多久頭魂神社	対馬市厳原町 (対馬博物館)	H29.9.15
書跡・典籍	高麗版大般若経	金剛院	対馬市厳原町 (対馬博物館)	H30.10.31
考古資料	長崎県笹塚古墳出土品	壱岐市	壱岐市芦辺町 (壱岐市教育委員会)	H19.6.8
考古資料	長崎県双六古墳出土品	壱岐市	壱岐市芦辺町 (壱岐市教育委員会)	H20.7.10
書跡・典籍	高麗版大般若経 (安国寺)	安国寺	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	S50.6.12
考古資料	長崎県原の辻遺跡出土品一括	壱岐市	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	H25.6.19
彫刻	銅造如来立像 (明星院)	明星院	五島市吉田町 (明星院)	S56.6.9
彫刻	銅造如来立像 (極楽寺)	極楽寺	南松浦郡新上五島町 (極楽寺)	S56.6.9

④登録有形文化財（建造物） 127 件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
宮地獄八幡神社陶器製鳥居	宮地獄八幡神社	長崎市八幡町	H9.7.15
佐藤家住宅主屋	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
佐藤家木造別棟	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
佐藤家木造附属屋	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
佐藤家石造倉庫 A	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
佐藤家石造倉庫 B	個人	長崎市西泊町	H9.11.5
江崎べっ甲店	個人	長崎市魚の町	H10.10.9
池上家住宅	個人	長崎市大浦町	H10.12.11
馬込教会	カトリック長崎大司教区	長崎市伊王島町	H12.12.4
日見トンネル	国	長崎市本河内町～芒塚	H14.2.14
三菱重工業長崎造船所 ハンマーヘッド型起重機	三菱日立パワーシステムズ株式 会社長崎工場	長崎市飽の浦町	H15.3.18
橋口家住宅主屋	個人	長崎市新牧野町	H17.11.10
橋口家住宅倉庫	個人	長崎市新牧野町	H17.11.10
長崎大学叢林会館	長崎大学	長崎市片淵	H19.10.2
長崎大学経済学部倉庫	長崎大学	長崎市片淵	H19.10.2
小野原本店店舗兼主屋	個人	長崎市築町	H19.12.5
東山手十三番館住宅主屋	長崎市	長崎市東山手	H19.12.5
小野原本店附属屋	個人	長崎市築町	H19.12.5
東山手十三番館住宅倉庫	長崎市	長崎市東山手	H19.12.5
長崎大学経済学部拱橋	長崎大学	長崎市片淵	H19.12.5
長崎市旧市長公舎	長崎市	長崎市馬町	H21.5.14
中川橋	長崎市	長崎市桜馬場～中川	H21.11.19
小ヶ倉ダム	長崎県、長崎市	長崎市上戸町4丁目	H22.4.28
小ヶ倉ダム管理橋	長崎県、長崎市	長崎市上戸町4丁目	H22.4.28
料亭 春海	個人	長崎市鍛冶屋町	H27.3.26
吉田家住宅主屋	個人	長崎市宿町	H27.3.26
吉田家住宅長屋門	個人	長崎市宿町	H27.3.26
国道34号 一之橋	国	長崎市中川2丁目～新中川町	H30.5.10
国道34号 中之橋	国	長崎市新中川町～ 桜馬場1丁目	H30.5.10
国道34号 鎮西橋	国	長崎市新大工町～馬町	H30.5.10
佐世保市民文化ホール （旧海軍佐世保鎮守府凱旋記念館）	佐世保市	佐世保市平瀬町	H9.12.12
梅ヶ枝酒造瓶詰所	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造旧むろ	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造旧仕込蔵	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造貯蔵蔵	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造旧北蔵	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造住居	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
梅ヶ枝酒造主屋	梅ヶ枝酒造株式会社	佐世保市城間町	H14.2.14
吉田橋梁	松浦鉄道株式会社	佐世保市吉井町	H18.12.19
福井川橋梁	松浦鉄道株式会社	佐世保市吉井町	H18.12.19
吉井川橋梁	松浦鉄道株式会社	佐世保市吉井町	H18.12.19
佐世保重工業二五〇トン起重機	佐世保重工業株式会社	佐世保市立神町	H25.6.21
旧佐世保鎮守府武庫預兵器庫	佐世保重工業株式会社	佐世保市立神町	H25.6.21
清水家住宅主屋	個人	島原市上の町	H15.7.1
青い理髪館（旧小林理髪館）	個人	島原市上の町	H15.7.1
保里川家住宅主屋	個人	島原市上の町	H15.7.1
宮崎商店店舗	個人	島原市上の町	H15.7.1
宮崎商店焼酎蔵	個人	島原市上の町	H15.7.1

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
宮崎商店煙突	個人	島原市上の町	H15.7.1
中野金物店主屋	個人	島原市上の町	H15.7.1
中野金物店防火壁	個人	島原市上の町	H15.7.1
猪原金物店主屋	個人	島原市上の町	H15.7.1
鶴殿家住宅主屋	個人	島原市上の町	H20.11.10
鶴殿家住宅旧主屋	個人	島原市上の町	H20.11.10
西川家住宅	個人	島原市白土町	H20.11.10
加藤酒造店舗兼主屋	個人	島原市有明町	H20.11.10
加藤酒造井戸	個人	島原市有明町	H20.11.10
加藤酒造門	個人	島原市有明町	H20.11.10
加藤酒造表土塀	個人	島原市有明町	H20.11.10
加藤酒造裏土塀	個人	島原市有明町	H20.11.10
小早川家住宅主屋	島原市	島原市城内2丁目	H24.2.23
小早川家住宅門	島原市	島原市城内2丁目	H24.2.23
小早川家住宅石塀	島原市	島原市城内2丁目	H24.2.23
小早川家住宅煉瓦塀	島原市	島原市城内2丁目	H24.2.23
島原城御馬見所	島原市	島原市城内1丁目	H25.3.29
旧伊東家住宅（四明荘）主屋	島原市	島原市新町2丁目	H26.4.25
旧伊東家住宅（四明荘）表門	島原市	島原市新町2丁目	H26.4.25
マルイチ葬祭斎場（旧小林家住宅酒蔵）	個人	島原市弁天町	H26.4.25
しまばら湧水館（旧三村家住宅）主屋	島原市	島原市新町2丁目	H26.12.19
しまばら湧水館（旧三村家住宅）石柱門及び石塀	島原市	島原市新町2丁目	H26.12.19
しまばら湧水館（旧三村家住宅）レンガ塀	島原市	島原市新町2丁目	H26.12.19
島崎家住宅主屋	個人	島原市新町2丁目	H28.8.1
島崎家住宅離れ	個人	島原市新町2丁目	H28.8.1
旧升金商会店舗兼主屋	個人	島原市湊新地町	H28.8.1
旧升金商会事務所兼倉庫	個人	島原市湊新地町	H28.8.1
中村家住宅長屋門	個人	島原市萩原1丁目	H31.3.29
堤内家住宅亭	個人	島原市先魁町	H31.3.29
旧小川家住宅石垣	個人	諫早市飯盛町	H18.11.29
旧小川家住宅主屋	個人	諫早市飯盛町	H18.11.29
大曲家住宅石段及び石垣	個人	平戸市岩の上町	H16.6.9
大曲家住宅主屋	個人	平戸市岩の上町	H16.6.9
益富家住宅座敷	個人	平戸市生月町	H16.11.29
益富家住宅御成門	個人	平戸市生月町	H16.11.29
益富家住宅主屋	個人	平戸市生月町	H16.11.29
大曲公家住宅石段及び石垣	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
大曲公家住宅主屋	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
内野家住宅門及び塀	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
内野家住宅煉瓦塀	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
内野家住宅石段	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
内野家住宅主屋	個人	平戸市岩の上町	H17.3.25
梅ヶ谷津僭楽園石垣	個人	平戸市明の川内町	H17.12.26
梅ヶ谷津僭楽園稻荷社	個人	平戸市明の川内町	H17.12.26
梅ヶ谷津僭楽園石塀及び石段	個人	平戸市明の川内町	H17.12.26
梅ヶ谷津僭楽園主屋	個人	平戸市明の川内町	H17.12.26
松浦史料博物館 （旧松浦詮邸）閑雲亭待合	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H18.4.12
松浦史料博物館（旧松浦詮邸）閑雲亭	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H18.4.12
鮎川家住宅石垣及び石段	個人	平戸市田平町	H20.11.10
鮎川家住宅主屋	個人	平戸市田平町	H20.11.10
亀岡神社幣殿及び登廊	亀岡神社	平戸市岩の上町	H24.8.13
亀岡神社拜殿	亀岡神社	平戸市岩の上町	H24.8.13
亀岡神社神楽殿	亀岡神社	平戸市岩の上町	H24.8.13
亀岡神社本殿	亀岡神社	平戸市岩の上町	H24.8.13
永山家住宅主屋	個人	平戸市田助町	H25.12.24

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
永山家住宅隠居屋	個人	平戸市田助町	H25.12.24
松浦家住宅主屋	個人	平戸市鏡川町	H26.12.19
松浦家住宅御守堂	個人	平戸市鏡川町	H26.12.19
金剛庫	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H26.12.19
仙禽庫	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H26.12.19
旧角屋主屋	個人	平戸市田助町	H28.2.25
旧長醫家住宅主屋	松浦市	松浦市星鹿町	H29.5.2
旧松本薬局店舗兼主屋	個人	壱岐市勝本町	H21.11.19
碧雲荘（旧熊本家住宅）主屋	壱岐市	壱岐市石田町	H26.10.7
碧雲荘（旧熊本家住宅）門	壱岐市	壱岐市石田町	H26.10.7
碧雲荘（旧熊本家住宅）石垣	壱岐市	壱岐市石田町	H26.10.7
雲仙観光ホテル	株式会社堂島ビルディング	雲仙市小浜町	H15.1.31
中尾山うつわ処赤井倉	個人	東彼杵郡波佐見町	H15.3.18
今里酒造店舗及び住宅	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造本蔵	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造中蔵	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造新蔵	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造洗い場	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
今里酒造製品置き場	今里酒造	東彼杵郡波佐見町	H18.3.23
旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂	波佐見町	東彼杵郡波佐見町	H22.1.15
福重家住宅主屋	個人	東彼杵郡波佐見町	H24.2.23
旧福幸製陶所事務所	西海陶器株式会社	東彼杵郡波佐見町	H24.2.23
旧福幸製陶所細工場	西海陶器株式会社	東彼杵郡波佐見町	H24.2.23
旧福幸製陶所絵書座	西海陶器株式会社	東彼杵郡波佐見町	H24.2.23

⑤登録有形文化財（美術工芸品） 1件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
歴史資料	ボードイン収集紙焼付写真 528点	長崎大学	長崎市文教町	H21.7.10

⑥重要無形文化財 0件

種別	名 称	保持者	居住地	指定年月日
	なし			

⑦重要有形民俗文化財 0件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
	なし			

⑧重要無形民俗文化財 7件

名 称	保護団体	所 在 地	指定年月日
長崎くんちの奉納踊	長崎伝統芸能振興会	長崎市	S54.2.3
大村の郡三踊（寿古踊・沖田踊・黒丸踊）	寿古踊保存会、沖田踊保存会、黒丸踊保存会	大村市	H26.3.10
平戸神楽	平戸神楽振興会	平戸市	S62.1.8
平戸のジャンガラ	平戸市自安和楽念仏保存振興会	平戸市	H9.12.15
壱岐神楽	壱岐神楽保存会	壱岐市	S62.1.8
五島神楽	五島神楽連合会	五島列島（五島市・新上五島町・佐世保市）	H28.3.2
下崎山のヘトマト行事	下崎山町内会	五島市下崎山町	S62.1.8

⑨登録有形民俗文化財 0件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
	なし			

⑩特別史跡 2件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
金田城跡	対馬市	対馬市美津島町ほか	S57.3.23
原の辻遺跡	壱岐市	壱岐市芦辺町・石田町	H12.11.24

⑪史跡 30件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
出島和蘭商館跡	長崎市	長崎市出島町	T11.10.12
シーボルト宅跡	国、長崎市、個人	長崎市鳴滝町2丁目	T11.10.12
高島秋帆旧宅	長崎市ほか	長崎市東小島町	T11.10.12
小菅修船場跡	三菱重工工業株式会社長崎造船所	長崎市小菅町	S44.4.12
曲崎古墳群	長崎市	長崎市牧島町	S53.12.21
長崎台場跡 魚見岳台場跡 四郎ヶ島台場跡 女神台場跡	国ほか	長崎市戸町5丁目・神ノ島町3丁目・戸町4丁目	S61.1.31
大浦天主堂境内	カトリック長崎大司教区	長崎市南山手町	H24.9.19
高島炭鉱跡 高島北溪井坑跡 中ノ島炭坑跡 端島炭坑跡	長崎市ほか	長崎市高島町	H26.10.6
長崎原爆遺跡	長崎市、カトリック長崎大司教区、長崎大学	長崎市松山町・本尾町・坂本1丁目	H28.10.3
福井洞窟	佐世保市、福井稲荷神社	佐世保市吉井町	S53.8.2
大野台支石墓群	佐世保市	佐世保市鹿町町	S60.5.14
泉福寺洞窟	佐世保市	佐世保市瀬戸越1丁目	S61.3.7
旧島原藩薬園跡	島原市	島原市小山町ほか	S4.4.2
大村藩主大村家墓所	本経寺、個人	大村市古町1丁目	H16.9.30
平戸和蘭商館跡	平戸市	平戸市崎方町・大久保町	T11.10.12
鷹島神崎遺跡	松浦市	松浦市鷹島町神崎免地先海域	H24.3.27
矢立山古墳群	対馬市	対馬市巖原町	S51.12.27
根曾古墳群	対馬市	対馬市美津島町	S51.2.24
塔の首遺跡	対馬市	対馬市上対馬町	S52.2.17
清水山城跡	対馬市	対馬市巖原町西里	S59.12.6
対馬藩主宗家墓所	万松院	対馬市巖原町	S60.2.18
金石城跡	対馬市	対馬市巖原町	H7.3.28
勝本城跡	壱岐市	壱岐市勝本町	H14.3.19
壱岐古墳群	壱岐市、個人	壱岐市勝本町・芦辺町	H21.2.12
ホゲット石鍋製作遺跡	西海市	西海市大瀬戸町	S56.9.8
原城跡	南島原市	南島原市南有馬町	S13.5.30
吉利支丹墓碑（西有家町須川）	南島原市	南島原市西有家町	S34.7.24
原山支石墓群	南島原市	南島原市北有馬町	S47.11.6
日野江城跡	南島原市	南島原市北有馬町	S57.7.3
肥前波佐見陶磁器窯跡	波佐見町、個人	東彼杵郡波佐見町	H12.9.6

⑫特別名勝 1件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
温泉岳	長崎県	島原市・雲仙市・南島原市	S27.3.29

⑬名勝 6件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
平戸領地方八奇勝（平戸八景） 高巖 潜龍水 石橋 大悲観 巖屋宮 福石山 潮之目	佐世保市、1団体	（高巖）佐世保市江迎町 （潜龍水）佐世保市吉井町 （石橋）佐世保市吉井町 （大悲観）佐世保市小佐々町 （巖屋宮）佐世保市高梨町 （福石山）佐世保市福石町 （潮之目）佐世保市有福町	H27.3.10
旧円融寺庭園	大村市	大村市玖島2丁目	S51.12.27
棲霞園及び梅ヶ谷津偕楽園	個人	平戸市岩の上町・明の川内町	H25.10.17

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
旧金城庭園	対馬市	対馬市厳原町	H19.2.6
石田城五島氏庭園	個人	五島市池田町	H3.11.16
三井楽（みみらくのしま）	五島市、国ほか	五島市三井楽町	H26.10.6

⑭特別天然記念物 0件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
なし			

⑮天然記念物 35件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
動物	オオウナギ生息地	長崎市	長崎市野母崎樺島町	T12.3.7
植物	キイレツチトリモチ自生北限地	長崎市	長崎市鳴滝1丁目・本河内3丁目	S26.6.9
植物	御橋観音羊歯植物群落	御橋観音教会	佐世保市吉井町	S26.6.9
植物	野岳いぬつげ群落	長崎県	島原市・雲仙市・南島原市	S3.3.31
植物	普賢岳紅葉樹林	(長崎県)	島原市・雲仙市・南島原市	S3.3.31
地質鉱物	平成新山	国	島原市・雲仙市	H16.4.5
植物	諫早市城山暖地性樹叢	諫早市	諫早市高城町ほか	S26.6.9
植物	多良岳ツクシヤクナゲ群叢	諫早市	諫早市高来町	S26.6.9
植物	小長井のオガタマノキ	諫早市	諫早市小長井町	S26.6.9
植物	女夫木のオスギ	諫早市	諫早市小川町	S50.6.26
植物	大村神社のオオムラザクラ	大村神社	大村市玖島1丁目	S42.5.2
植物	大村のイチイガシ天然林	大村市	大村市雄ヶ原町	S56.1.24
天然保護区域	阿値賀島	平戸市	平戸市早福町	S51.9.17
植物	黒子島原始林	平戸市	平戸市大久保町	S26.6.9
植物	平戸礫岩の岩石地植物群落	長崎県	平戸市大佐志町	H14.3.19
植物	洲藻白嶽原始林	国	対馬市美津島町	T12.3.7
植物	龍良山原始林	国	対馬市厳原町	T12.3.7
植物	鱒浦ヒトツバタゴ自生地	対馬市	対馬市上対馬町	S3.1.18
動物	ツシマヤマネコ		対馬市	S46.5.19
動物	ツシマテン		対馬市	S46.6.28
動物	御岳鳥類繁殖地	国	対馬市上県町	S47.6.20
植物	辰の島海浜植物群落	壱岐市	壱岐市勝本町	S42.2.17
植物	へゴ自生北限地帯	五島市	五島市玉之浦町・増田町	T15.10.27
植物	奈留島権現山樹叢	五島市	五島市奈留町ほか	S33.3.11
天然保護区域	男女群島	国	五島市浜町	S44.8.18
地質鉱物	七釜鍾乳洞	西海市	西海市西海町	S11.12.16
植物	地獄地帯シロドウダン群落	雲仙市	雲仙市	S3.3.31
植物	池ノ原ミヤマキリシマ群落	長崎県	雲仙市小浜町	S3.3.31
植物	原生沼沼野植物群落	長崎県	雲仙市小浜町	S3.3.31
植物	土黒川のオキチモズク発生地	雲仙市	雲仙市国見町ほか	S36.5.1
植物	岩戸山樹叢	南島原市	南島原市加津佐町	S3.3.31
地質鉱物	斑島玉石甌穴	小値賀町	北松浦郡小値賀町	S33.3.13
植物	奈良尾のアコウ	奈良尾神社	南松浦郡新上五島町	S36.4.27
動物	カラスバト		長崎県全域	S46.5.19
動物	ヤマネ		長崎県全域	S50.6.26

⑯登録記念物 3件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	登録年月日
名勝地	平和公園	長崎市	長崎市平野町	H20.7.28
名勝地	旧伊東氏庭園（四明荘庭園）	島原市	島原市新町2丁目	H20.7.28
名勝地	小早川氏庭園	島原市	島原市城内2丁目	H26.3.18

⑰重要文化的景観 7件

名称	所有者（管理者・管理団体）	所在地	選定年月日
長崎市外海の石積集落景観		長崎市東出津町・西出津町全域 及び新牧野町の一部・赤首地区の全域 ・上大野町・下大野町・神浦向井町 ・神浦夏井町ほか	H24.9.19
佐世保市黒島の文化的景観		佐世保市黒島及び黒島漁港の全域	H23.9.21
平戸島の文化的景観		平戸市春日町・獅子町・根獅子町 ・宝亀町ほか	H22.2.22
五島市久賀島の文化的景観		五島市久賀島	H23.9.21
小値賀諸島の文化的景観		北松浦郡小値賀町野崎郷及び 野崎漁港ほか	H23.2.7
新上五島町北魚目の文化的景観		南松浦郡新上五島町友住郷の全域 及び同町赤尾郷・江ノ浜郷の一部	H24.1.24
新上五島町崎浦の五島石集落景観		南松浦郡新上五島町立串郷・津和崎郷 及び曾根郷の各一部ほか	H24.9.19

⑱重要伝統的建造物群保存地区 4件

名称	所有者（管理者・管理団体）	所在地	選定年月日
長崎市東山手伝統的建造物群保存地区	長崎市、個人	長崎市東山手町ほか	H3.4.30
長崎市南山手伝統的建造物群保存地区	長崎市、個人	長崎市南山手町ほか	H3.4.30
平戸市大島村神浦伝統的建造物群保存地区	平戸市、個人	平戸市大島村神浦	H20.6.9
雲仙市神代小路伝統的建造物群保存地区	雲仙市、個人、長崎県	雲仙市国見町神代丙字小路の全域 及び神代丙字城上の一部	H17.7.22

⑲記録作成等の措置を講ずべき無形文化財 1件

名称（種別）	所在地	備考	選択年月日
明清楽	長崎市	S53.8.22 県指定無形文化財 「長崎の明清楽」	S53.3.25

⑳記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 27件

名称	所在地	備考	選択年月日
竜踊	長崎市籠町・諏訪町	S52.1.11 県指定無形民俗文化財 「龍踊」	S45.6.8
野母の盆踊	長崎市野母崎地区	S52.1.11 県指定無形民俗文化財 「野母盆踊」	S47.8.5
竹ン芸	長崎市伊良林 若宮稲荷神社		H15.2.20
手熊・柿泊のモットモ	長崎市手熊町・柿泊町		H27.3.2
北松浦の収穫儀礼（きねかけ祭り）	佐世保市江迎町中尾		S55.12.12
北松浦の収穫儀礼（お蔵入れ）	佐世保市吉井町上吉田		S55.12.12
吉井のシシウチ行事	佐世保市		H30.3.8
黒丸踊	大村市	H26.3.10 国指定重要無形民俗文化財「大 村の郡三踊（寿古踊・沖田踊 ・黒丸踊）」	S48.11.5
大村の寿古踊	大村市		S55.12.12
大村の沖田踊	大村市		S55.12.12
平戸のジャンガラ	平戸市	H9.12.15 国指定重要無形民俗文化財「平 戸のジャンガラ」	S46.4
大島の須古踊	平戸市大島村の山・東神浦・西 神浦・西宇戸	S52.1.11 県指定無形民俗文化財 「大島の須古踊」	S49.12.4
平戸神楽	平戸市	S62.1.8 国指定重要無形民俗文化財「平 戸神楽」	S53.12.8
対馬の亀ト習俗	対馬市厳原町豆酸		S53.12.8
対馬美津島の盆踊	対馬市美津島町		S56.12.24
対馬の釣鉤製作習俗	対馬市厳原町		S61.12.17
命婦の舞	対馬市豊玉町・峰町		H8.11.28
対馬厳原の盆踊	対馬市厳原町		H9.12.4
豆酸の赤米行事	対馬市厳原町豆酸		H14.2.12

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	選択年月日
木坂・青海のヤクマ	対馬市峰町（木坂・青海）		H24.3.8
沓岐の船競漕行事	沓岐市		H3.2.2
オーモンドー	五島市三井楽町嵯峨島	S52.1.11 県指定無形民俗文化財 「オーモンドー」	S46.11.11
ヘトマト	五島市下崎山町	S62.1.8 国指定重要無形民俗文化財「下 崎山のヘトマト行事」	S53.1.31
下五島大宝郷の砂打ち	五島市玉之浦町大宝	S57.1.25 県指定無形民俗文化財 「大宝郷の砂打ち」	S54.12.7
五島神楽	五島列島（五島市・新上五島町・佐 世保市）		H14.2.12
年齢階梯制	長崎県		S29.11.1
田植に関する習俗	長崎県		S30.3.1
長崎「かくれキリシタン」習俗	長崎県		S40.3.1

㊦重要美術品（重要美術品等ノ保存ニ関スル法律） 4 件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	認定年月日
紙本着色瀉血手術図	長崎県	長崎市立山1丁目 （長崎歴史文化博物館）	S10.8.3
紙本着色唐蘭館の図 2巻	長崎市	長崎市立山1丁目 （長崎歴史文化博物館）	S10.8.3
紙本着色南蛮人来朝図之屏風	長崎県	長崎市立山1丁目 （長崎歴史文化博物館）	S10.8.3
紙本墨書ボードウィン書状 一通	長崎市	長崎市鳴滝2丁目 （シーボルト記念館）	S10.12.13

(3) 県指定文化財一覧 (R3. 1. 1 現在)

①有形文化財 (建造物) 32 件

名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
東海の墓	個人	長崎市夫婦川町	S31.4.6
興福寺山門	興福寺	長崎市寺町	S34.1.9
中島聖堂遺構大学門	長崎市	長崎市寺町	S35.3.22
興福寺三江会所門	興福寺	長崎市寺町	S37.3.28
興福寺媽祖堂	興福寺	長崎市寺町	S37.3.28
興福寺鐘鼓楼	興福寺	長崎市寺町	S37.3.28
伊王島灯台旧吏員退息所	長崎市	長崎市伊王島町1丁目	S57.7.22
皓臺寺 山門・仁王門・大仏殿	皓臺寺	長崎市寺町	H21.4.3
旧長崎大司教館	カトリック長崎大司教区	長崎南山手町	H23.3.4
山下家のもと (甃) 蔵	潜竜酒造株式会社	佐世保市江迎町	S50.1.7
旧松浦炭坑事務所 一棟	佐世保市	佐世保市世知原町	S50.9.2
大宮姫神社本殿	大宮姫神社	佐世保市竹辺町	H19.3.2
本経寺大村家墓碑群 墓石78基・石燈籠481基	個人	大村市古町1丁目	S39.10.16
旧楠本家住宅 (主屋・離れ)	大村市	大村市玖島2丁目	H17.3.25
雄香寺開山堂	雄香寺	平戸市大久保町	S62.3.3
宝亀教会	カトリック長崎大司教区	平戸市宝亀町	H15.3.25
紐差教会	カトリック長崎大司教区	平戸市紐差町	H22.3.5
旧松浦家住宅 (千歳閣・九阜斎・玄関)	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	H22.3.5
益富家恵比須社霊殿	個人	平戸市生月町	H28.2.18
旧日新館門	対馬市	対馬市厳原町	S45.10.6
椎根の石屋根倉庫	個人	対馬市厳原町	S52.1.11
今屋敷の防火壁	個人	対馬市厳原町	S61.1.10
聖母宮 本殿・西門・南門	聖母宮	杵岐市勝本町	H16.2.25
堂崎教会	浦頭カトリック教会	五島市奥浦町	S49.4.9
明星院本堂	明星院	五島市吉田町	S61.8.29
旧長崎税関口之津支署庁舎	南島原市	南島原市口之津町	H2.3.30
有馬の石橋群 5 橋	南島原市	南島原市北有馬町	H31.2.14
旧野首教会	小値賀町	北松浦郡小値賀町	H1.3.31
阿弥陀寺万日堂	阿弥陀寺	北松浦郡小値賀町	H12.2.22
旧小田家住宅主屋・奥座敷・土蔵	小値賀町	北松浦郡小値賀町	H29.2.16
大曾教会	カトリック長崎大司教区	南松浦郡新上五島町	H19.3.2
江袋教会	カトリック長崎大司教区	南松浦郡新上五島町	H22.9.10

②有形文化財 (美術工芸品) 120 件

種 別	名 称	所有者 (管理者・管理団体)	所 在 地	指定年月日
彫刻	職人尽	松の森神社	長崎市上西山町	S31.4.6
絵画	天井絵	観音寺	長崎市脇岬町	S33.6.5
絵画	冷泉為恭筆法然上人行状絵	大音寺	長崎市鍛冶屋町	S35.3.22
絵画	銅版画「セビリヤの聖母」	カトリック長崎大司教区	長崎市上野町 (カトリックセンター)	S35.7.13
絵画	銅版画「聖家族」	カトリック長崎大司教区	長崎市上野町 (カトリックセンター)	S35.7.13
書跡・典籍	崇福寺の聯額	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S35.7.13
彫刻	崇福寺本堂の仏像群	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S35.7.13
工芸品	崇福寺の梵鐘	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S35.7.13
書跡・典籍	西勝寺文書 「きりしたんころび証文」	西勝寺	長崎市上町	S39.3.16
工芸品	刀・対州住長幸	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S42.9.8
工芸品	出津のプラケット「無原罪の聖母」	出津修道院	長崎市西出津町	S43.12.23
工芸品	刀・肥前国忠吉	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S44.4.21

名 称		所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
考古資料	木彫「聖母子」ほか キリシタン遺物 57点	日本二十六聖人記念館	長崎市西坂町	S45.1.16
工芸品	ブラケット「ピエタ」	日本二十六聖人記念館	長崎市西坂町	S45.1.16
絵画	木版画筆彩「煉獄の靈魂の救い」	出津修道院	長崎市西出津町	S46.2.5
彫刻	銅造弥勒菩薩半跏思惟像	日本二十六聖人記念館	長崎市西坂町	S57.1.25
絵画	永島キク刀自絵像	長崎市	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	S63.9.30
歴史資料	芒塚句碑（3基）	長崎市	長崎市芒塚町	H13.2.26
古文書	青方文書	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	H13.2.26
絵画	聖福寺の涅槃図	聖福寺	長崎市玉園町	H15.3.25
絵画	春徳寺の涅槃図	春徳寺	長崎市夫婦川町	H15.3.25
考古資料	景華園遺跡出土の一括遺物18点	長崎県	長崎市立山1丁目 (長崎歴史文化博物館)	H18.3.3
彫刻	菩提寺の木造薬師如来坐像	菩提寺	長崎市深堀5丁目	H19.3.2
彫刻	長崎皓台寺の大仏 (毘盧舎那仏坐像及び基台)	皓臺寺	長崎市寺町	H24.2.24
古文書	皓台寺文書	皓臺寺	長崎市寺町	H27.2.19
歴史資料	無原罪の聖母図 (聖母マリアの御絵)	カトリック長崎大司教区	長崎市上野町 (カトリックセンター)	H29.10.16
工芸品	世知原の懸仏	個人	佐世保市世知原町	S43.4.23
彫刻	浄漸寺の銅造如来坐像	浄漸寺	佐世保市上原町	H11.2.17
工芸品	江迎本陣の螺細細工「枕水舎」 附 由来書 一通	個人	佐世保市江迎町	H26.3.25
歴史資料	混一疆理歴代国都地図	本光寺	島原市本光寺町	H11.2.17
歴史資料	日本大地図 3 鋪（1 組）	本光寺	島原市本光寺町	H17.3.25
考古資料	景華園遺跡出土の一括遺物122点	島原市	島原市城内1丁目 (島原図書館)	H18.3.3
工芸品	刀 折返銘神氣 附 本阿弥光温折紙 一通	島原市	島原市城内1丁目 (島原城)	H19.8.31
古文書	肥前島原松平文庫	島原市	島原市城内1丁目 (島原図書館)	H25.3.29
工芸品	明珍作うこん威甲冑 一領	慶厳寺	諫早市城見町	S39.3.16
彫刻	和銅寺の十一面観世音菩薩立像	和銅寺	諫早市高来町	S48.5.18
彫刻	大雄寺の十一面観世音菩薩坐像	大雄寺	諫早市富川町	S52.5.4
彫刻	金泉寺の木造不動三尊像	金泉寺	諫早市東小路 (諫早美術・歴史館)	H29.2.16
古文書	諫早家文書	諫早市	諫早市東小路町 (諫早市立諫早図書館)	R2.2.13
工芸品	大村出土のメダリオン 「無原罪の聖母」	大村市	大村市東本町 (大村市歴史史料館)	S44.4.21
考古資料	大村市原口郷出土のキリシタン墓碑	大村市	大村市東本町 (大村市歴史史料館)	S50.1.7
工芸品	松浦家伝来紋入古旗 二流	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	長崎日清貿易絵巻 三巻	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	伝八幡船の旗 一流	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	大哉具足 一領	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	資始具足 一領	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	松浦家伝来船幟 一流	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	文珠菩薩絵像 一幅	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	異国船絵巻 一卷	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23

名 称		所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
彫刻	伝オランダ船船首飾木像	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	長崎日蘭貿易絵巻 一巻	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
絵画	原城攻囲陣営並城中図 一幅	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S43.4.23
工芸品	最教寺の懸仏	最教寺	平戸市岩の上町	S49.4.9
工芸品	最教寺の繰帳誕生仏 一幅	最教寺	平戸市岩の上町	S49.10.8
彫刻	阿弥陀寺の木造十一面観世音菩薩坐像	阿弥陀寺	平戸市野子町	S49.10.8
歴史資料	オランダ船錨及び附属文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S50.9.2
書跡・典籍	紺紙金字法華経 八巻箱付	平戸市	平戸市戸石川町 (平戸市立図書館)	S54.7.27
彫刻	平戸市普門寺の金剛菩薩立像	普門寺	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	S61.1.10
彫刻	大聖寺の銅造大日如来坐像	大聖寺	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H16.2.25
歴史資料	甲子夜話（副本・写本）	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H17.3.25
歴史資料	地球儀・天球儀（1対）	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H17.3.25
歴史資料	壱岐国統風土記	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H18.3.3
考古資料	里田原遺跡出土の多鈕細文鏡	平戸市	平戸市田平町 (旧里田原歴史民俗資料館)	H18.3.3
絵画	絹本着色松浦義像	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H19.3.2
工芸品	田平熊野神社の懸仏	熊野神社	平戸市田平町 (旧里田原歴史民俗資料館)	H20.2.22
工芸品	松浦家伝来少年用渡来上着2着 (青地上着・白地上着)	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H22.3.5
古文書	吉村組捕鯨文書	平戸市	平戸市生月町 (平戸市生月町博物館「島の館」)	H23.9.16
古文書	松浦文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H23.9.16
古文書	石志文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H23.9.16
古文書	伊万里文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H23.9.16
古文書	相知文書	松浦史料博物館	平戸市鏡川町 (松浦史料博物館)	H23.9.16
考古資料	里田原遺跡出土の木製品	平戸市	平戸市田平町 (旧里田原歴史民俗資料館)	H25.3.29
工芸品	善福寺鰐口	善福寺	松浦市今福町	S46.9.14
彫刻	鷹島の銅造如来坐像 一体	松浦市	松浦市鷹島町 (原地区釈迦堂)	S49.10.8
工芸品	鷹島住吉神社の懸仏53面ほか一括	松浦市	松浦市鷹島町 (松浦市立埋蔵文化財センター)	S49.10.8
歴史資料	鷹島の管軍総把印	松浦市	松浦市鷹島町 (松浦市立埋蔵文化財センター)	H1.3.31
彫刻	牟田観音堂銅造半跏思惟像	牟田地区	松浦市星鹿町 (松浦市星鹿町牟田地区)	H5.2.24
彫刻	旧金泉寺の銅造如来坐像	個人	松浦市星鹿町	H18.3.3
彫刻	慈光寺の金銅阿弥陀如来坐像	慈光寺	松浦市御厨町	H20.2.22
彫刻	寿昌寺の如意輪観音坐像	寿昌寺	松浦市志佐町	H26.3.25

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日	
工芸品	太平寺梵鐘	太平寺	対馬市厳原町	S39.10.16
彫刻	法清寺観音堂の木彫仏像 15体 〔附〕2件	法清寺	対馬市厳原町	S48.5.18
彫刻	観音寺の観世音菩薩坐像	観音寺	対馬市豊玉町	S48.5.18
考古資料	大吉戸神社の広鋒青銅矛	大吉戸神社	対馬市美津島町 (地区公民館)	S48.9.4
彫刻	海神社木造仮面 3面	海神社	対馬市峰町 (峰町歴史民俗資料館)	S49.7.2
考古資料	恵比須山遺跡出土の一括遺物 134点	海神社	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S49.9.6
工芸品	円通寺梵鐘	円通寺	対馬市峰町	S50.1.7
彫刻	円通寺銅造薬師如来坐像	円通寺	対馬市峰町	S50.1.7
彫刻	普光寺銅造如来形坐像	普光寺	対馬市峰町	S50.3.4
絵画	醴泉院の釈迦十六善神図	醴泉院	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S55.2.29
絵画	醴泉院の涅槃図	醴泉院	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S55.2.29
彫刻	大興寺の銅造誕生仏	大興寺	対馬市厳原町	S55.10.24
彫刻	大興寺の銅造如来形坐像 (本尊他2軀)	大興寺	対馬市厳原町	S55.10.24
彫刻	法清寺の銅造菩薩立像	法清寺	対馬市厳原町	S61.1.10
書跡・典籍	多久頭魂神社の大蔵経	多久頭魂神社	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S61.8.29
書跡・典籍	西福寺の元版大般若経	西福寺	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S61.8.29
彫刻	法清寺観音堂の木造千手観音立像一体	法清寺	対馬市厳原町	S63.9.30
書跡・典籍	東泉寺の五部大乘経	東泉寺	対馬市厳原町 (対馬博物館)	S63.9.30
考古資料	かがり松鼻遺跡出土遺物一括	対馬市	対馬市美津島町 (美津島文化会館)	H2.11.16
彫刻	福泉寺金銅如来立像	福泉寺	対馬市厳原町	H5.2.24
工芸品	青磁陽刻牡丹唐草文瓶	多久頭魂神社	対馬市厳原町 (対馬博物館)	H18.3.3
書跡・典籍	朝鮮国告身（小野家伝来）	長崎県	対馬市厳原町	H19.3.2
彫刻	太平寺の木造地藏菩薩坐像	太平寺	対馬市厳原町	H26.10.3
歴史資料	対馬内院の宝篋印塔と五輪塔群	奈伊良神社	対馬市厳原町	H28.10.13
工芸品	聖母宮の茶壺	聖母宮	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	S47.2.4
彫刻	長徳寺の木造阿弥陀如来立像	長徳寺	壱岐市芦部町	S49.10.8
工芸品	定光寺の銅製雲版	定光寺	壱岐市芦辺町	S49.10.8
彫刻	定光寺の木造宝冠釈迦如来坐像	定光寺	壱岐市芦辺町	S49.10.8
絵画	安国寺什物 10点	安国寺	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	S50.1.7
絵画	絹本着色高野四社明神像	住吉神社	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	S50.3.4
工芸品	金蔵寺の梵鐘	金蔵寺	壱岐市勝本町	S52.1.11
工芸品	金蔵寺の鰐口	金蔵寺	壱岐市勝本町	S52.1.11
彫刻	金蔵寺の銅造如来形坐像	金蔵寺	壱岐市勝本町	S52.1.11
彫刻	黒崎釈迦堂の銅造如来形坐像	黒崎釈迦堂仏像保存会	壱岐市郷ノ浦町 (黒崎釈迦堂)	S52.1.11
彫刻	金谷寺の銅造菩薩形坐像	金谷寺	壱岐市芦辺町 (壱岐市立一支国博物館)	S55.2.29
彫刻	円光寺の木造不動三尊像	円光寺	壱岐市郷ノ浦町	S55.2.29
工芸品	大宝寺の梵鐘（一口）	大宝寺	五島市玉之浦町	S39.3.16
彫刻	明星院の木造阿弥陀如来立像	明星院	五島市吉田町	S52.7.29
絵画	浦頭教会聖教木版画（筆彩三幅）	浦頭カトリック教会	五島市奥浦町 (堂崎教会)	S52.1.11
歴史資料	東彼杵町のキリシタン墓碑（2基）	東彼杵町	東彼杵郡東彼杵町	H13.2.26

③無形文化財 3件

種別	名称	保持者等	所在地	指定年月日
音楽	長崎の明清楽	長崎市明清楽保存会	長崎市	S53.8.22
工芸技術	長崎刺繍	嘉勢 照太	長崎市	H22.3.5
工芸技術	三川内焼 染付技術	中里 勝歳	佐世保市三川内町	H30.3.29

④民俗文化財 32件

種別	名称	保存団体・所有者	所在地	指定年月日
無形	長崎くunch奉納音曲 (竹芸囃子・シャギリ・角力踊道中囃子)	獅子浮立保存会	長崎市田中町	S40.5.31
無形	間の瀬狂言	間の瀬無形民俗文化財保存会	長崎市平間町	S43.4.23
無形	野母盆踊	野母浦祭り保存会	長崎市野母崎地区	S52.1.11
無形	龍踊	籠町龍踊保存会、 諏訪町龍踊保存会	長崎市諏訪町	S52.1.11
有形	諏訪神社の能関係資料 (能面・能衣装・雑具)	諏訪神社	長崎市上西山町	S59.9.18
無形	長崎くunch奉納音曲 (シャギリ)	長崎シャギリ保存会	長崎市 (東長崎地区)	H26.3.25
無形	木場浮立	木場浮立保存会	佐世保市黒髪町	S35.3.22
無形	佐世保のヤモード祭り	淀姫神社と琴平神社の 氏子奉賛会	佐世保市松原町	H16.2.25
有形	西郷の板碑	諫早市	諫早市西郷町	S46.9.14
無形	井崎まっこみ浮立	井崎浮立保存会	諫早市小長井町	S52.5.4
無形	田結浮立	田結浮立保存会	諫早市飯盛町里	S55.2.29
有形	小野の六地藏石幢群 六基	諫早市小野町町内会、 赤崎町町内会	諫早市小野町、赤崎町	S56.3.27
有形	慶厳寺の名号石	慶厳寺	諫早市城見町	S56.3.27
有形	捕鯨銃 (附 火矢・火矢抜き・早盒) 一式	松浦史料博物館	平戸市鏡川町	S43.4.23
無形	大島のジャンガラ	大根坂ジャンガラ保存会	平戸市大島村大根坂	S52.1.11
無形	大島の須古踊	各地区盆踊保存会	平戸市大島村の山・東神浦・ 西神浦・西宇戸	S52.1.11
無形	度島の盆ごうらい	度島町民俗芸能保存会	平戸市度島町	S52.5.4
有形	長泉寺の鯨供養石造五重塔	長泉寺	平戸市前津吉町	S59.9.18
無形	田助ハイヤ節	田助ハイヤ節保存会	平戸市田助町・大久保町	H20.2.22
有形	庄野の六地藏塔	志佐町庄野地区	松浦市志佐町	S46.9.14
無形	鷹島の島踊	鷹島町島踊保存会	松浦市鷹島町	S62.3.3
有形	豊玉の猪垣	個人	対馬市豊玉町	S48.2.6
有形	豆殿寺門「檜ぼの」遺跡	多久頭魂神社	対馬市厳原町	H8.3.18
無形	チャンココ	上大津、下大津青年団	五島市上大津町・下大津町	S29.4.13
無形	貝津の獅子こま舞	貝津獅子こま舞保存会	五島市三井楽町	S47.8.15
無形	オーモンデー	オーモンデー保存会	五島市三井楽町	S52.1.11
無形	大宝郷の砂打ち	大宝郷会	五島市玉之浦町	S57.1.25
有形	西彼杵半島猪垣基点	西海市	西海市西海町	S43.4.23
無形	平島のナーマイドー	平島ナーマイドー保存会	西海市崎戸町	H15.3.25
無形	皿山の人形浄瑠璃	皿山人形浄瑠璃保存会	東彼杵郡波佐見町	S29.4.13
無形	坂本浮立	坂本浮立保存会	東彼杵郡東彼杵町	S34.5.19
無形	千綿の人形芝居	千綿の人形芝居保存会	東彼杵郡東彼杵町	S39.3.16

⑤史跡 93件

名称	所有者 (管理者・管理団体)	所在地	指定年月日
日本二十六聖人殉教地	長崎市	長崎市西坂町	S31.4.6
花月	花月	長崎市丸山町	S35.3.22
ケンペル、ツェンベリー記念碑	長崎市	長崎市出島町 (出島和蘭商館跡内)	S35.7.13
長崎金星観測碑・観測台	長崎市	長崎市西山2丁目	S35.7.13
崇福寺の媽祖堂	崇福寺	長崎市鍛冶屋町	S35.7.13
興福寺寺域	興福寺	長崎市寺町	S36.11.24

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
現川焼陶窯跡 （田中宗悦の墓石一基 窯観音一基）	長崎市	長崎市現川町	S38.5.8
戸町番所跡四・五・六・七番石標柱	個人	長崎市国分町	S38.10.30
鉅鹿家魏之琰兄弟の墓	個人	長崎市西山2丁目	S39.10.16
トードス・オス・サントス跡 （セミナリオ及びコレジヨを含む）	春徳寺	長崎市夫婦川町	S41.4.18
ド・ロ神父遺跡 （救助院跡・いわし網工場跡）	長崎市、 お告げのマリア修道会	長崎市西出津町	S42.2.3
烽火山のかま跡	長崎市	長崎市鳴滝町	S43.4.23
国際海底電線小ヶ倉陸揚庫	長崎県	長崎市小ヶ倉3丁目	S47.2.4
葎之本窯跡	佐世保市	佐世保市木原町	S35.7.13
楠本端山旧宅と楠本家墓地土墳群 7基	佐世保市（旧宅） 個人（墓）	佐世保市針尾中町	S39.10.16
佐世保市岩下洞穴	佐世保市	佐世保市松瀬町	S43.12.23
江迎本陣跡	個人	佐世保市江迎町	H10.2.18
直谷城跡	佐世保市	佐世保市吉井町	H13.2.26
下本山岩陰遺跡	佐世保市	佐世保市下本山町	H19.3.2
宇久松原遺跡	神島神社	佐世保市宇久町	H25.10.4
まだれいな銘キリシタン墓碑	個人	島原市山寺名	S2.11.8
島原城跡	島原市、個人	島原市城内一丁目	H28.2.18
長戸鬼塚古墳	諫早市	諫早市小長井町	S63.3.1
諫早家墓所	天祐寺	諫早市西小路町	S52.5.4
琴尾山烽火台跡	個人	諫早市多良見町	S46.9.14
川頭遺跡	諫早市	諫早市湯野尾町	S50.1.7
大雄寺の五百羅漢	大雄寺	諫早市富川町	S52.5.4
大村市今富のキリシタン墓碑	個人	大村市今富町	S38.5.8
五教館御成門	大村市	大村市玖島1丁目	S42.2.3
大村藩お船蔵跡	大村市ほか	大村市玖島1丁目	S44.4.21
鄭成功居宅跡	平戸市ほか	平戸市川内町	S16.1.17
積徳堂跡	個人	平戸市岩の上町	S29.12.21
コックスの甘藷畑跡	個人	平戸市川内町	S29.12.21
中野窯跡	平戸市	平戸市山中町	S35.7.13
里田原遺跡	平戸市	平戸市田平町	S48.2.6
式内社志々伎神社跡	志自伎神社	平戸市野子町	S49.7.2
平戸の六角井戸	平戸市浦の町	平戸市鏡川町	S50.1.7
笠松天神社古墳	個人	平戸市田平町	H19.8.31
岳崎古墳	個人	平戸市田平町	H19.8.31
鯨組主益富家居宅跡	個人	平戸市田平町	H20.2.22
松浦党梶谷城跡	松浦市	松浦市今福町	S46.9.14
文禄の役松浦家供養塔	松浦市	松浦市今福町	S46.9.14
対馬藩お船江跡	個人	対馬市厳原町	S44.4.21
対馬円通寺宗家墓地	円通寺	対馬市峰町	S49.7.2
出居塚古墳	個人	対馬市美津島町	H14.2.26
サイノヤマ古墳	個人	対馬市美津島町	H17.3.25
壱岐国安国寺跡	安国寺	壱岐市芦辺町	S49.4.9
壱岐国分寺跡	壱岐市	壱岐市芦辺町	S49.7.2
弘安の役瀬戸浦古戦場	壱岐市	壱岐市芦辺町	S50.1.7
文永の役新城古戦場	壱岐市	壱岐市勝本町	S50.1.7
亀丘城跡	壱岐市	壱岐市郷ノ浦町	S52.5.4
大塚山古墳	個人	壱岐市芦辺町	S62.3.3
六角井	五島市	五島市江川町	S29.12.21
寄神貝塚	五島市	五島市岐宿町	S37.11.8
石田城跡	個人	五島市池田町	S41.9.30
富江町・山崎の石塁	個人	五島市富江町	S45.1.16
白浜貝塚	五島市	五島市向町	S56.3.27
南蛮船来航の地	個人	西海市西海町	S16.1.17

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
中浦ジュリアン出生の地	西海市	西海市西海町	S43.4.23
西彼町のキリシタン墓碑（2基）	西海市	西海市西彼町	S47.8.15
多以良の小佐々氏墓所	個人	西海市大瀬戸町	H2.11.16
松島炭鉱第4坑跡	三井松島ホールディングス株式会社	西海市大瀬戸町	H27.2.19
小浜町土手之元のキリシタン墓碑（4基）	個人	雲仙市小浜町	S2.11.8
小浜町椎山のキリシタン墓碑	個人	雲仙市小浜町	S2.11.8
南串山町のキリシタン墓碑（3基）	雲仙市	雲仙市南串山町	S2.11.8
鬼の岩屋	個人	雲仙市国見町	S34.1.9
小浜町茂無田のキリシタン墓碑	個人	雲仙市小浜町	S52.5.4
加津佐町砂原のキリシタン墓碑（2基）	南島原市	南島原市加津佐町	S2.11.8
加津佐町須崎のキリシタン墓碑（3基）	南島原市	南島原市加津佐町	S2.11.8
口之津町白浜のキリシタン墓碑	南島原市	南島原市口之津町	S2.11.8
西有家町里坊のキリシタン墓碑	個人	南島原市西有家町	S2.11.8
北有馬町西正寺のキリシタン墓碑（3基）	個人	南島原市北有馬町	S2.11.8
北有馬町谷川のキリシタン墓碑	個人	南島原市北有馬町	S2.11.8
有家町中須川のキリシタン墓碑（2基）	個人	南島原市有家町	S2.11.8
有家町小川のキリシタン墓碑	個人	南島原市有家町	S2.11.8
有家町尾上のキリシタン墓碑	個人	南島原市有家町	S2.11.8
有家町力野のキリシタン墓碑（2基）	個人	南島原市有家町	S2.11.8
円通寺門礎石	巖吼寺	南島原市加津佐町	S16.1.17
勤皇大智禪師大梅の塔	巖吼寺	南島原市加津佐町	S16.1.17
南蛮船来航の地	個人	南島原市口之津町	S16.1.17
南有馬町吉川のキリシタン墓碑	個人	南島原市南有馬町	S50.9.2
布津町キリシタン墓碑群	南島原市	南島原市布津町	S53.8.22
長与の寺屋敷跡五輪塔群	長与町	西彼杵郡長与町	S46.2.5
長崎甚左衛門の墓	時津町	西彼杵郡時津町	S41.4.18
彼杵の古墳	国	東彼杵郡東彼杵町	S25.4.10
川棚町のキリシタン墓碑	個人	東彼杵郡川棚町	S29.4.13
波佐見町のキリシタン墓碑群	個人	東彼杵郡波佐見町	S47.2.4
智恵治登窯跡	個人	東彼杵郡波佐見町	H16.8.27
三方境傍示石（三領石）	個人	東彼杵郡波佐見町	H27.10.22
神ノ崎遺跡	小値賀町	北松浦郡小値賀町	H3.3.29
市ノ瀬窯跡	佐々町	北松浦郡佐々町	S25.4.10
佐々町狸山支石墓群	佐々町	北松浦郡佐々町	S33.6.5
日島の石塔群	新上五島町	南松浦郡新上五島町	H12.2.22

⑥名勝 1件

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
滝の観音	霊源院	長崎市平間町	S39.10.16

⑦天然記念物 105件

種別	名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
植物	大徳寺の大クス	八坂神社	長崎市西小島1丁目	S25.4.10
植物	脇岬ノアサガオ群落	長崎市	長崎市脇岬町	S35.3.22
植物	弁天山樹叢	長崎市	長崎市脇岬町	S35.3.22
地質鉱物	長崎市小ヶ倉の褶曲地層	長崎県	長崎市小ヶ倉町2丁目	S38.7.23
植物	デジマノキ	長崎市	長崎市出島町	S41.4.18
地質鉱物	三重海岸変成鉱物の産地		長崎市三重町ほか	S53.3.31
植物	川原大池樹林	長崎市	長崎市宮崎町	S53.8.22
地質鉱物	茂木植物化石層	個人	長崎市茂木町	S54.7.27
植物	琴海のカネコシダ群落	長崎市	長崎市琴海形上町	S58.8.30
植物	琴海のヒイラギ	個人	長崎市琴海形上町	S58.8.30
地質鉱物	野母崎の変はんれい岩露出地	長崎市	長崎市黒浜町 長崎市以下宿町	H6.2.28
地質鉱物	脇岬のビーチロック	国、長崎市	長崎市脇岬町	H6.2.28

名 称	所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日	
植物	蘇鉄の巨樹	個人	佐世保市宇久町	S33.6.5
植物	藤山神社の大フジ	藤山神社	佐世保市小舟町	S45.1.16
植物	東漸寺の大クス	東漸寺	佐世保市中里町	S45.1.16
植物	子安観音の大クス	上有福町自治会	佐世保市有福町	S45.1.16
地質鉱物	寺島玉石甌穴	佐世保市	佐世保市宇久町	S45.6.9
植物	西光寺のオオムラザクラ	西光寺	佐世保市上柚木町	S46.2.5
植物	世知原の大山祇神社社叢	大山祇神社	佐世保市世知原町	S47.2.4
植物	吉井町の吉田大明神社叢	佐世保市	佐世保市吉井町	S49.4.9
植物	小佐々のハカマカズラ	佐世保市	佐世保市小佐々町	S52.1.11
地質鉱物	小佐々野島の淡水貝化石含有層	佐世保市	佐世保市小佐々町	S53.3.31
地質鉱物	串ノ浜岩脈	佐世保市	佐世保市黒島町	H10.2.18
植物	有明町の大樟		島原市有明町	S33.6.5
植物	島原のシマバライチゴ自生地	国	島原市南千本木町	S35.3.22
植物	熊野神社の大楠	熊野神社	島原市杉山町	S35.7.13
植物	熊野神社の大棕	熊野神社	島原市杉山町	S35.7.13
植物	富川のかつら	大雄寺	諫早市富川町	S40.5.31
植物	諫早神社のクス群	諫早神社	諫早市宇都町	S41.9.30
植物	飯盛町のヘツカニガキ	個人	諫早市飯盛町	S53.8.22
植物	森山西小学校のアベマキ	諫早市	諫早市森山町	S56.3.27
植物	多良岳せんだいそう群落	国	大村市萱瀬山国有林	S24.5.20
植物	五ヶ原岳ツクシヤクナゲ群落	国	大村市五家原岳	S32.3.8
植物	大村城跡のマキ	大村神社	大村市玖島1丁目	S42.2.3
植物	大村神社のクシマザクラ	大村神社	大村市玖島1丁目	S42.2.3
植物	玖島崎樹叢	大村市	大村市玖島1丁目	S49.3.5
植物	平戸市中の浦の蘇鉄群落	個人	平戸市大久保町	S27.5.13
植物	亀岡のまき並木	平戸市	平戸市岩の上町	S29.12.21
植物	平戸古館のピロウ自生地	個人	平戸市大久保町	S31.4.6
植物	平戸口のピロウ自生地	平戸市	平戸市田平町	S31.4.6
動物	平戸のシカ	平戸市	平戸市安満岳の中腹一帯	S34.1.9
植物	志自岐神社地の宮、 沖の宮社叢	志自岐神社	平戸市野子町	S49.3.5
植物	平戸の沖の島樹叢	三輪神社	平戸市紐差町	S51.2.24
植物	海寺跡のハクモクレン	個人	平戸市田平町	S54.4.27
植物	是心寺のソテツ	是心寺	平戸市田平町	S54.4.27
地質鉱物	生月町塩俵断崖の柱状節理	平戸市	平戸市生月町	H1.9.29
植物	平戸石川のハルサザンカ	個人	平戸市戸石川町	H22.3.5
植物	鷹島の公孫樹	松浦市	松浦市鷹島町	S32.10.29
地質鉱物	弁天島岩脈	松浦市	松浦市福島町	S36.11.24
地質鉱物	喜内瀬川甌穴群	松浦市	松浦市福島町	S47.8.15
植物	福寿寺のイロハモミジ	福寿寺	松浦市福島町	S54.4.27
植物	福島町の今山神社社叢	今山神社	松浦市福島町	S54.4.27
地質鉱物	樞崎岩脈	松浦市	松浦市福島町	S54.4.27
植物	鷹島町住吉神社のアコウ	住吉神社	松浦市鷹島町	S55.2.29
植物	対馬琴のイチヨウ	対馬市ほか	対馬市上対馬町	S36.11.24
動物	キタタキはく製標本	対馬市	対馬市上対馬町	S38.3.27
植物	万松院の大スギ	万松院	対馬市厳原町	S41.5.26
動物	阿須川のアキマドボタル生息地	対馬市	対馬市厳原町	S41.5.26
地質鉱物	千尋藻の連痕	対馬市	対馬市豊玉町	S41.5.26
植物	六御前神社のイチヨウ	六御前神社	対馬市豊玉町	S47.8.15
植物	対馬海神社の社叢	海神社	対馬市峰町	S50.9.2
植物	豊玉の和多都美神社社叢	和多都美神社	対馬市豊玉町	S51.2.24
植物	対馬唐洲の大ソテツ	個人	対馬市豊玉町	S53.3.31
植物	勝本のハイビャクシン群落	壱岐市	壱岐市勝本町	S26.7.3
植物	壱岐志原のスキヤクジャク群落	壱岐市	壱岐市郷ノ浦町	S31.4.6
植物	壱岐渡良のアコウ	壱岐市	壱岐市郷ノ浦町	S33.6.5

名 称		所有者（管理者・管理団体）	所 在 地	指定年月日
植物	沓岐国分のヒイラギ	個人	沓岐市芦辺町	S36.11.24
植物	沓岐報恩寺のモクセイ	報恩寺	沓岐市勝本町	S36.11.24
地質鉱物	初瀬の岩脈	西八幡神社	沓岐市郷ノ浦町	S41.9.30
植物	沓岐安国寺のスギ	安国寺	沓岐市芦辺町	S43.12.23
植物	沓岐白沙八幡神社社叢	白沙八幡神社	沓岐市石田町	S43.12.23
植物	沓岐の鏡岳神社社叢	鏡岳神社	沓岐市郷ノ浦町	S48.9.4
地質鉱物	沓岐長者原化石層	寄八幡神社	沓岐市芦辺町	S51.2.24
地質鉱物	沓岐産ステゴドン象化石	沓岐市	沓岐市芦辺町 (沓岐市立一支国博物館)	S52.5.4
地質鉱物	沓岐のステゴドン象化石産出地	沓岐市	沓岐市勝本町	S52.7.29
植物	岐宿町タヌキアヤメ群落	桑木場部落	五島市岐宿町	S27.5.13
植物	五島玉之浦のアコウ	五島市	五島市玉之浦町	S27.5.13
植物	五島樫の浦のアコウ	五島市	五島市平蔵町	S27.5.13
植物	丹奈のヘゴ, リュウビンタイ混交群落	五島市	五島市玉之浦町	S29.4.13
植物	荒川のハマジンチョウ	五島市	五島市玉之浦町	S29.12.21
植物	七岳のリュウビンタイ群落	五島市	五島市玉之浦町	S29.12.21
植物	頓泊のカラタチ群落	五島市	五島市玉之浦町	S29.12.21
地質鉱物	鬼岳火山涙産地	五島市	五島市上大津町	S29.12.21
植物	船廻神社社叢	五島市	五島市奈留町	S31.4.6
地質鉱物	富江溶岩トンネル「井坑」	五島市	五島市富江町	S32.3.8
地質鉱物	漣痕	五島市	五島市三井楽町	S34.1.9
地質鉱物	嵯峨島火山海食崖	五島市	五島市三井楽町嵯峨島	S34.5.19
地質鉱物	黄島溶岩トンネル	黄島町内会	五島市黄島町	S39.10.16
植物	福江の大ツバキ	五島市	五島市野々切町	S42.2.20
地質鉱物	福江椎木山の漣痕	個人	五島市平蔵町	S42.9.8
植物	島山島のヘゴ自生地	五島市	五島市玉之浦町	S45.1.16
植物	巖立神社社叢	五島市	五島市岐宿町	S45.6.9
植物	久賀島のツバキ原始林	五島市	五島市田ノ浦町	S47.5.26
植物	白鳥神社の社叢	白鳥神社	五島市玉之浦町	S52.1.11
植物	奈留島皷ノ浦の ハマジンチョウ群落	五島市	五島市奈留町	H19.9.29
植物	五島八朔鼻の海岸植物	五島市	五島市岐宿町	H25.10.4
植物	大立島の植物群落	西海市	西海市崎戸町	H28.2.18
植物	長栄寺のひいらぎ	長栄寺	雲仙市国見町	S24.5.20
植物	深江町諏訪神社の社叢	諏訪神社	南島原市深江町	S57.7.22
地質鉱物	古路島の岩頭	小値賀町	北松浦郡小値賀町	S29.12.21
地質鉱物	大島巨大火山弾産地	小値賀町	北松浦郡小値賀町	S29.12.21
天然保 護区域	美良島	小値賀町	北松浦郡小値賀町	H5.2.24
植物	奈良尾ヘゴ自生地	個人	南松浦郡新上五島町	S41.4.18
地質鉱物	新魚目曽根火山赤ダキ断崖	新上五島町	南松浦郡新上五島町	S53.3.31
植物	五島青方のウバメガシ	新上五島町	南松浦郡新上五島町	S53.8.22